

上記コードは、三井住友海上あいおい生命ホームページから「ご契約のしおり・約款」をご確認いただく際に使用するコードです。

病気やケガへの最適な治療を

ブライトメディカル

契約年齢範囲
0～85歳

終身保障
病気・ケガの保障

医療保険（無解約返戻金型）（22） 無配当



- 「契約概要・注意喚起情報」には、ご契約に関する大切な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。P.51に「ご契約のしおり・約款」に関する説明を記載しています。

[募集代理店]



[引受保険会社]

三井住友海上あいおい生命
MS&AD INSURANCE GROUP

●お客さまにご利用いただける主な制度・サービス



ご契約者さまが、その保険契約に関する緊急連絡先としてご親族さまを登録することにより、ご契約者さまとご親族さまに安心をご提供することができる任意の制度です。



三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さまへ、健康・医療、暮らし等に関する相談サービスをお電話にてご提供します。



三井住友海上あいおい生命の保険にご加入いただいたお客さまへ、介護・認知症に関する相談サービスをお電話にてご提供します。



※各制度・サービスの詳細は、三井住友海上あいおい生命ホームページからご確認ください。
※「満点生活応援団」「介護すこやかデスク」は三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。三井住友海上あいおい生命が提携する会社が提供するサービスです。

●お役立ちサイト



健康的な毎日を過ごすためのコツを定期的にご案内している情報サイトです。イラスト・図解つきで、専門家が分かりやすくアドバイスします。



厚生労働省が認める先進医療制度について、どんな技術か、治療にどう活用するのか、治療費など、先進医療の最新情報を解説します。

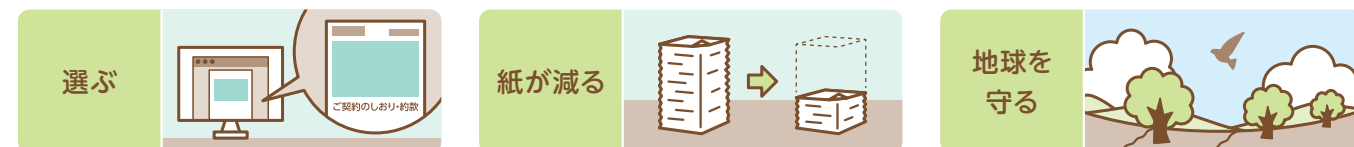


「保険でできるエコ」はじめませんか。



三井住友海上あいおい生命では、インターネットを利用してパソコンやタブレット端末等で「ご契約のしおり・約款」をご確認・ダウンロードいただける「Web約款」をご用意しています。

「Web約款」をご選択いただくことで、紙の使用量を削減し、地球環境保護に役立てることができますのでぜひご利用ください。



本冊子の記載内容は、2023年10月現在の法令等によるものです。今後、法令等の変更に伴い取扱いが変更となる場合があります。

[募集代理店]



[引受保険会社]

三井住友海上あいおい生命保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

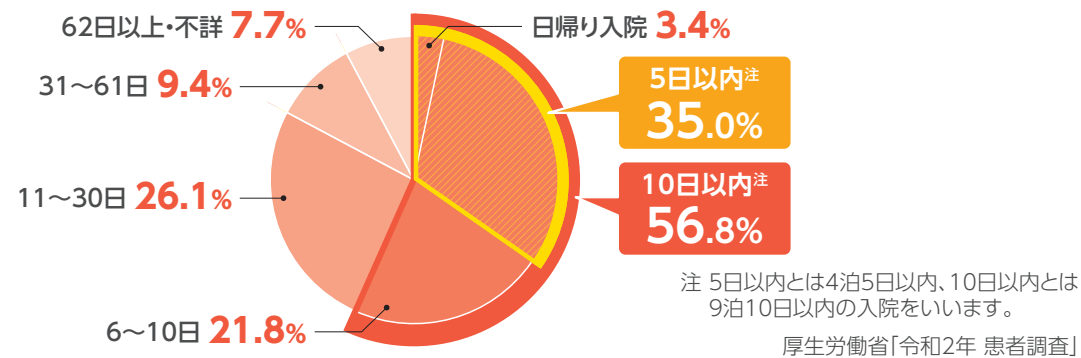
お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
https://www.msa-life.co.jp

【MS】H6225-7 30,000 2023.06.01 (改) L30 2023-G-0712(2024.3.2)

医療の現状について 考えてみましょう

入院 2人に1人以上が日帰り入院を含む10日以内の入院です

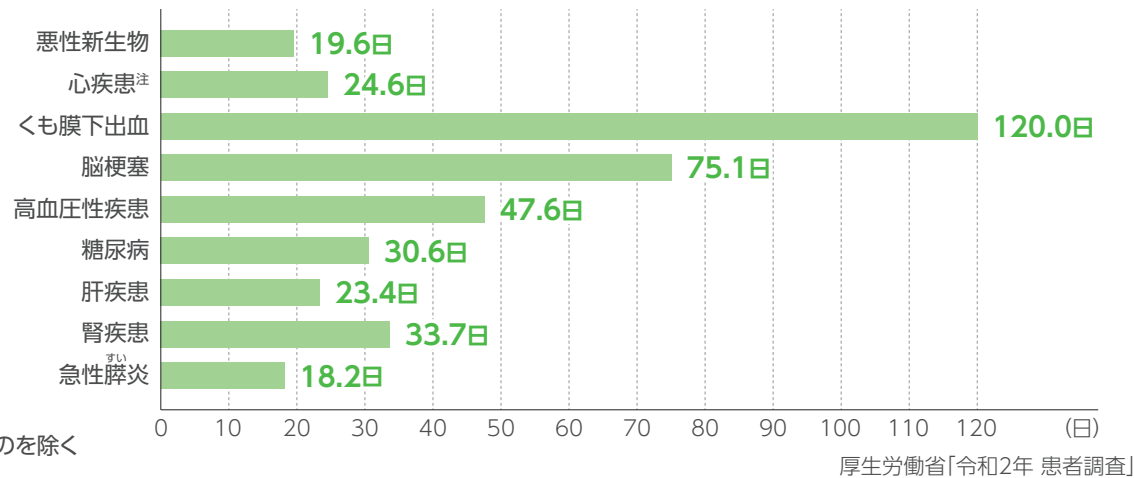
▶ 病気やケガによる
平均入院日数



▶ 入院日数が短くても、急な入院などで慌てずに済むよう備えがあると安心です

病気によっては入院が長期に及ぶこともあります

▶ 傷病別平均在院日数



▶ 入院が長期化した場合にも対応できる保障が安心です

入院や治療には、さまざまな出費が予想されます

● 保険診療の対象で一部が自己負担となるものの例



● 保険診療の対象外となり全額自己負担となるものの例

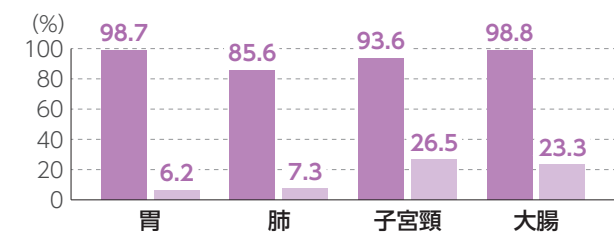


※お住まいの自治体によっては、医療費の一部または全部が助成される場合があります。医療費助成制度の詳細については各自自治体にお問い合わせください。

▶ 入院時には医療費を含むさまざまな出費への備えがあると安心です

ガン ガンは早期発見により治る可能性が高まりますが、再発の可能性もあります

▶ 部位別臨床病期別5年相対生存率



▶ がんの再発率

胃がん	肺がん (非小細胞がん、根治手術可)	子宮頸がん	大腸がん
ⅡB期の胃がん 術後5年以内の再発率	ⅡA・B期の肺がん 術後5年以内の再発率	Ⅱ期の子宮頸がん 術後5年以内の再発率	Ⅱ期の大腸がん 術後5年以内の再発率
15%	10～12%	15%	8～10%

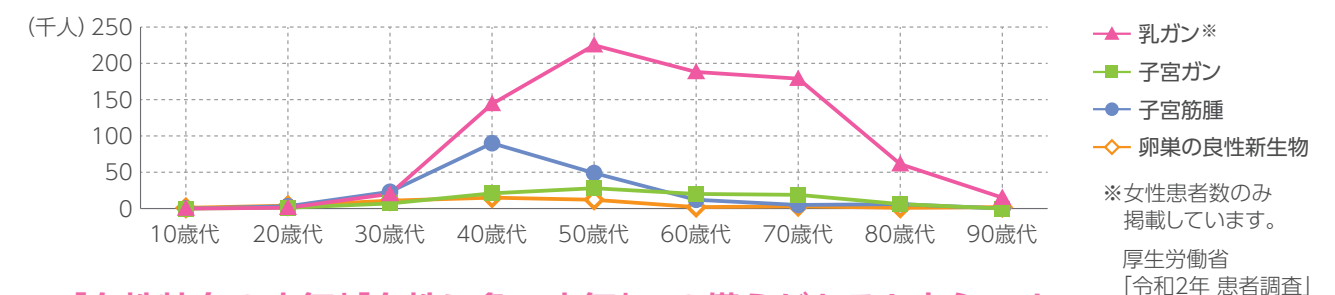
新日本保険新聞社「2023年6月版 こんなにかかる医療費」

※再発率は術式(どのような手術、処置をしたか)などにより、大きく異なっています。

▶ 再発にも備えられる保障があると安心です

女性 女性特有の病気「女性に多い病気」は年齢に関係なくかかる可能性があります

▶ 年齢別に見た主な「女性特有の病気」「女性に多い病気」の患者数



▶ 「女性特有の病気」「女性に多い病気」への備えがあると安心です

もしものときの保険料負担も無視できません

病気の治療が終わっても、今までのように働けなくなってしまうことがあります。働けなくなったときの保険料負担の不安が残ります。

▶ 疾患罹患後の勤め先の就業継続・退職の状況

ガンの場合	退職した人の割合	心疾患の場合	退職した人の割合	脳血管疾患の場合	退職した人の割合
	20.6% (約4.9人に1人)		17.7% (約5.7人に1人)		22.5% (約4.5人に1人)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構「平成30年 病気の治療と仕事の両立に関する実態調査(WEB患者調査)」

		詳細ページ			
基本保障	主契約	入院 手術 放射線治療 集中治療室 (ICU) 管理 ●初期入院10日給付特則 ●八大疾病入院無制限給付特則	●日帰り入院から入院5日目まで一律5日分を保障します。 初期入院10日給付特則を付加した場合、日帰り入院から入院10日目まで一律10日分を保障します。 ●1回の入院の支払限度日数は、支払限度の型 (30日型・60日型・120日型) によります。 八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合、約款所定の八大疾病^注による入院は1回の入院・通算ともに支払限度日数無制限で保障します。 ●手術給付金の型は給付倍率に応じて、手術I型または手術II型から選択いただけます。 注 約款所定の八大疾病とは、以下の病気をいいます。 ①ガン(上皮内ガンを含む) ②心疾患 ③脳血管疾患 ④高血圧性疾患・大動脈瘤等 ⑤糖尿病 ⑥肝疾患 ⑦腎疾患 ⑧膵疾患	P.7~8	
オプション(特約)	入院	入院一時給付特約(無解約返戻金型)(22)	病気やケガを問わず、入院されたとき 日帰り入院 でも 一時金 をお受け取りいただけます。	P.9~10	
	先進医療	先進医療特約(無解約返戻金型)	先進医療にかかわる 技術料 だけでなく、約款所定の 交通費・宿泊費 も保障します。(保険期間通算2,000万円まで)	P.11~12	
	通院	通院給付特約(無解約返戻金型)(18)	病気やケガを問わず、 退院後の約款所定の通院治療 を保障します。	P.11~12	
	三大疾病	三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型)(18)	三大疾病(ガン・心疾患・脳血管疾患) で入院されたとき、およびその後 1年以上 経過してそれらの病気で入院されたとき、1年に1回を限度に 一時金 を何回でもお受け取りいただけます。	P.13~14	
	保険料払込免除	保険料払込免除特約(22)	初めて ガンと診断確定 されたとき、 心疾患・脳血管疾患で入院 されたとき、 保障はそのまま で 以後の保険料のお払込みは不要 になります。	P.13~14	
	ガン	ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)	初めて ガンと診断確定 されたとき、およびその後 1年以上 経過してガンにより入院されたとき(再発・転移を含む)、1年に1回を限度に 一時金 を何回でもお受け取りいただけます。	P.15~16	
		ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)			入院の有無を問わず 、ガンの治療を目的とした 約款所定の通院治療 を支払対象期間中は何日でも保障します。
		抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)			入院の有無を問わず 、ガンの治療を目的とした 約款所定の抗ガン剤治療 を保障します。(同一の月に1回の支払限度)
女性向け	女性疾病給付特約(無解約返戻金型)(18)	「ガン」「女性特有の病気」「女性に多い病気」 による入院・手術・放射線治療を保障します。	P.19~20		

上皮内ガンも対象

■保険期間・保険料払込期間:終身 ■支払限度の型:30日型		■手術給付金の型:手術Ⅱ型 ■初期入院10日給付特則付 ■八大疾病入院無制限給付特則付		入院給付金日額 1万円の場合		入院給付金日額 5,000円の場合	
基本保障	主契約	入院		疾病入院給付金 災害入院給付金	日帰り入院から 入院10日目まで一律10日分	10万円	5万円
		支払限度 日数	●疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、1回の入院につき30日、通算1,095日 ●約款所定の八大疾病注による入院は1回の入院・通算ともに支払限度日数無制限		入院11日目以降1日につき	1万円	5,000円
		手術		手術給付金	入院中の手術1回につき	20万円	10万円
					外来による手術1回につき	5万円	2.5万円
		放射線治療		放射線治療給付金	1回につき	10万円	5万円
集中治療室(ICU)管理		集中治療給付金	1回につき	20万円	10万円		
オプション(特約)	入院	入院一時給付特約(無解約返戻金型)(22)		入院一時給付金 入院一時給付金額10万円の場合		一時金として10万円	
	先進医療	先進医療特約(無解約返戻金型)		先進医療給付金		先進医療にかかわる技術料と 約款所定の交通費・宿泊費	
	通院	通院給付特約(無解約返戻金型)(18) ※通院給付特約(無解約返戻金型)(18)とガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)は同時に付加できません。		通院給付金		1万円×受療日数	5,000円×受療日数
	三大疾病	三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型)(18)		三大疾病入院一時給付金 三大疾病入院一時給付金額50万円の場合		一時金として50万円	
	保険料払込免除	保険料払込免除特約(22)		以後の保険料のお払込みは不要になりますが、保障は継続します。			
	ガン	ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)		ガン診断給付金 ガン診断給付金額50万円の場合		一時金として50万円	
		ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型) ※通院給付特約(無解約返戻金型)(18)とガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)は同時に付加できません。		ガン治療通院給付金 ガン治療通院給付金日額5,000円の場合		5,000円×通院日数	
		抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)		抗ガン剤治療給付金 抗ガン剤治療給付金月額10万円の場合		10万円×お支払事由に該当する月の月数	
	女性向け	女性疾病給付特約(無解約返戻金型)(18)		女性疾病入院給付金 女性疾病入院給付金日額5,000円の場合	入院10日目まで一律10日分	5万円	
					入院11日目以降1日につき	5,000円	
女性疾病手術給付金 女性疾病入院給付金日額5,000円の場合				入院中の手術1回につき	5万円		
				外来による手術1回につき	2.5万円		
女性特定手術給付金 女性疾病入院給付金日額5,000円の場合				1回につき	15万円		
女性疾病放射線治療給付金 女性疾病入院給付金日額5,000円の場合	1回につき	5万円					

注 約款所定の八大疾病とは、次の病気をいいます。
①ガン(上皮内ガンを含む) ②心疾患 ③脳血管疾患 ④高血圧性疾患・大動脈瘤等 ⑤糖尿病 ⑥肝疾患 ⑦腎疾患 ⑧^{すい}臓疾患

◆上記以外の条件でのご契約については、三井住友海上あいおい生命の代理店・社員までお問い合わせください。

入院や手術にしっかり備える

主契約

日帰り入院からまとまった金額をお支払い

約款所定の八大疾病は（八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合）

支払限度日数無制限

約款所定の集中治療室（ICU）管理も保障

ご契約例 入院給付金日額：5,000円の場合

入院	病気やケガにより入院されたとき 日帰り入院 ^{注1} から 入院5日目 まで 一律5日分 をお受け取りいただけます。	お受取額	入院5日目まで	一律 2.5万円 （入院給付金日額の5日分）				
	☒ 選択 ▶ 初期入院10日給付特則を付加した場合		入院6日目以降	5,000円 × 入院日数				
	日帰り入院 ^{注1} から 入院10日目 まで 一律10日分 をお受け取りいただけます。	お受取額	入院10日目まで	一律 5万円 （入院給付金日額の10日分）				
			入院11日目以降	5,000円 × 入院日数				
手術	病気やケガにより公的医療保険制度の手術料の算定対象となる 手術 または 先進医療に該当する手術 を受けられたとき、お受け取りいただけます。	☒ 選択 ▶ 八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合	約款所定の八大疾病 ^{注2} による入院	疾病入院給付金は1回の入院・通算ともに 支払限度日数無制限				
	支払限度日数について		疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ 1回の入院につき ☒ 選択 ▶ 30日・60日・120日 通算 1,095日					
	手術給付金	注1 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無等を参考にして判断します。 ※退院後の再入院でも、継続した1回の入院とみなす場合があります。1回の入院については、P.21（Q11）をご確認ください。						
放射線治療	病気やケガにより公的医療保険制度の手術料の算定対象となる 手術 または 先進医療に該当する手術 を受けられたとき、お受け取りいただけます。	お受取額	☒ 選択 ▶	手術Ⅰ型	入院中	1回につき 5万円 （入院給付金日額の10倍）	外来	1回につき 2.5万円 （入院給付金日額の5倍）
			手術Ⅱ型	入院中	1回につき 10万円 （入院給付金日額の20倍）			
	放射線治療給付金	支払限度 支払回数無制限						
集中治療室（ICU）管理	入院・手術の有無にかかわらず、公的医療保険制度の放射線治療料の算定対象となる 放射線治療 または 先進医療に該当する放射線照射・温熱療法 を受けられたとき、お受け取りいただけます。	お受取額	1回につき 5万円 （入院給付金日額の10倍）					
	集中治療給付金	支払限度	支払回数無制限 （60日に1回）					
		手術の有無にかかわらず、入院給付金の支払われる入院中に約款所定の 集中治療室（ICU）管理 を受けられたとき、お受け取りいただけます。	お受取額	1回につき 10万円 （入院給付金日額の20倍）				
	☒ 選択 ▶ 集中治療給付金は1回の入院について1回のお支払いを限度とします。	注2 約款所定の八大疾病とは、以下の病気をいいます。 ①ガン（上皮内ガンを含む） ②心疾患 ③脳血管疾患 ④高血圧性疾患・大動脈瘤等 ⑤糖尿病 ⑥肝疾患 ⑦腎疾患 ⑧ ^{すい} 臓疾患						
	※約款所定の集中治療室（ICU）管理とは、次の算定対象となる診療行為のことをいいます。 ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料 ・小児特定集中治療室管理料 ・新生児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料 ※約款所定の集中治療室（ICU）管理に該当しない場合、集中治療給付金のお支払対象外です。 〈例〉・ハイケアユニット入院医療管理 ・日本国外での集中治療室管理 等							

解約返戻金について

主契約

死亡時返戻金について

※解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお支払いいただいている場合のみ、解約返戻金（入院給付金日額の10倍）をお受け取りいただけます。
特約：保険期間を通じて解約返戻金はありません。

被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。
※保険料払込期間中にお亡くなりになられたときは死亡時返戻金はありません。

気になるデータ

保障のラインアップ

主契約の保障内容

特約の保障内容

Q & A

ヘルスケアサービス

保険料表

契約概要

注意喚起情報

入院に一時金でしっかり備える

入院一時給付特約(無解約返戻金型)(22)

入院一時給付金

病気やケガにより入院されたとき、お受け取りいただけます。

1回の入院につき1回を限度に
何度でも保障

日帰り入院から保障

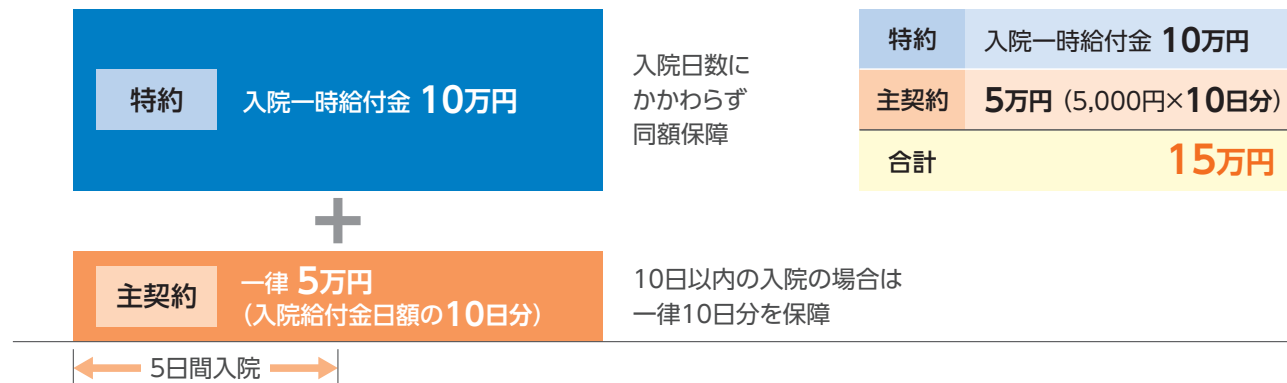
ご契約例 入院一時給付金額:10万円の場合

一時金として **10万円**

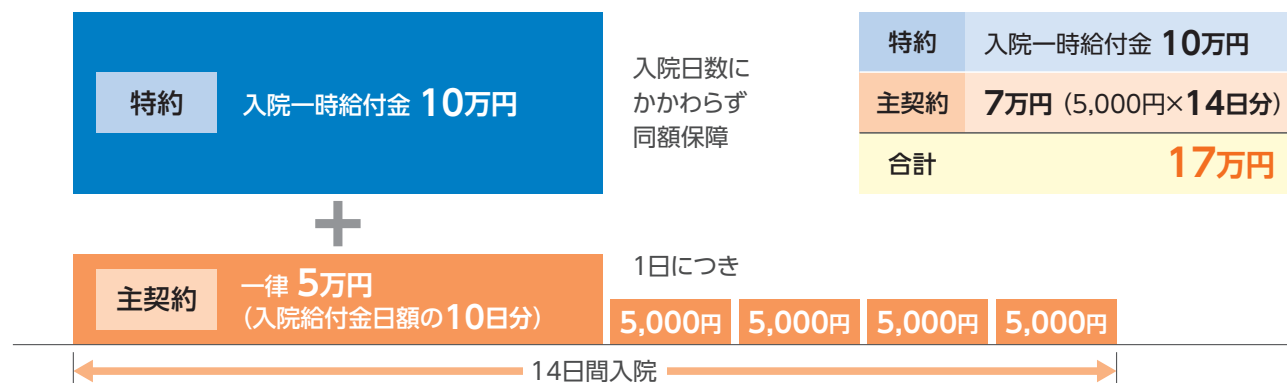
- 入院一時給付金のお支払いは、主契約の入院給付金が支払われる1回の入院につき、1回を限度とします。
- 退院後の再入院でも、継続した1回の入院とみなす場合があります。1回の入院については、P.21(Q11)をご確認ください。
- 主契約の災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複した場合、入院一時給付金は重複してお支払いできません。

お受け取りイメージ 入院給付金日額:5,000円(初期入院10日給付特則あり)、入院一時給付金額:10万円の場合

① 5日間入院した場合

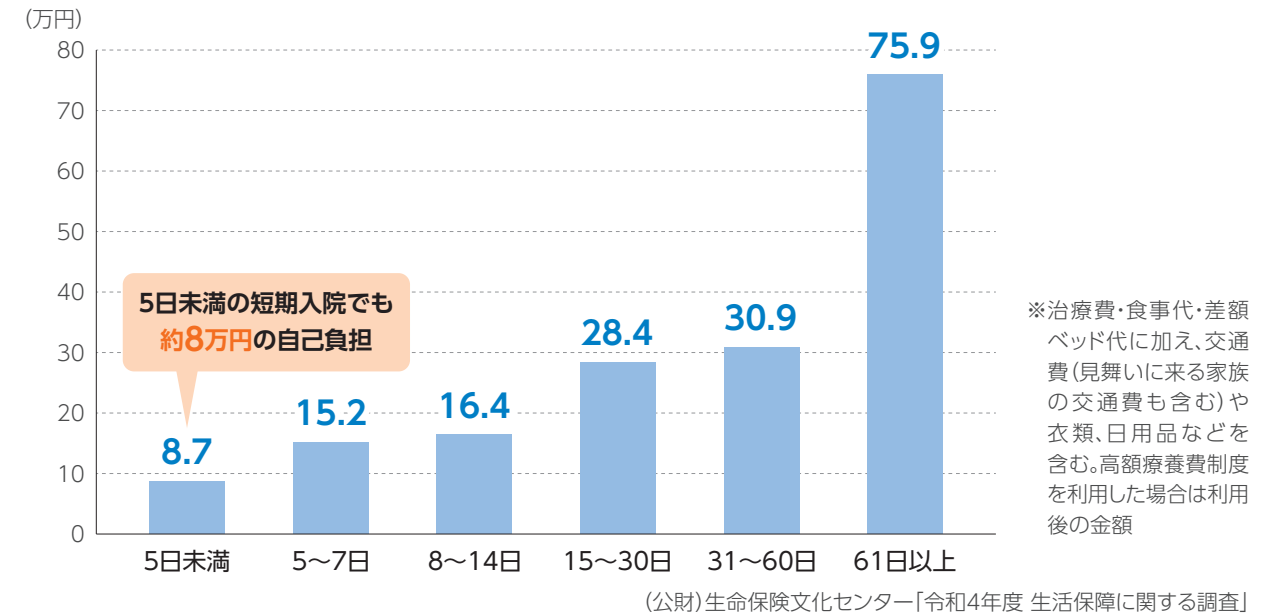


② 14日間入院した場合



短期の入院であっても、入院にかかる費用は高額になることがあります

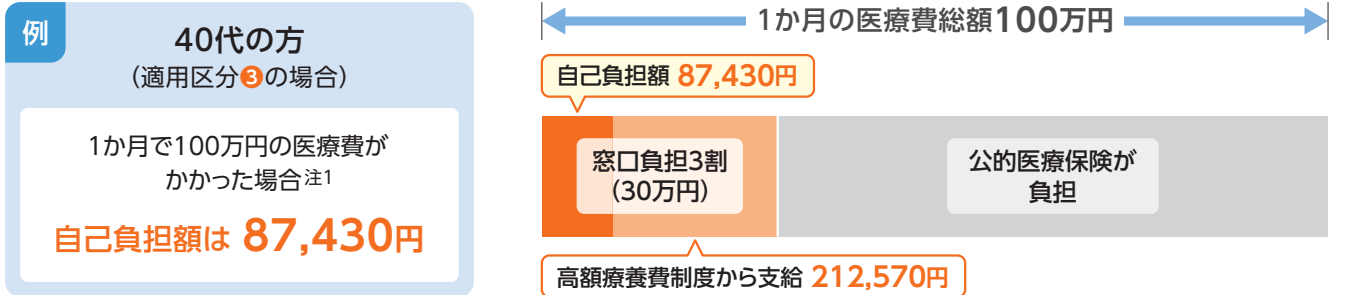
▶直近の入院時の自己負担費用(入院日数別)



高額療養費について

同じ月に、医療機関等で支払った医療費(自己負担分)が高額になった場合、自己負担が軽くなるよう限度額が設けられています。自己負担の限度額は、年齢・年収・医療費総額等によって異なります。70歳以上の自己負担の限度額については、P.23(Q4)をご確認ください。

●69歳以下の場合



適用区分	ひと月の上限額(世帯ごと)	多数回該当の場合 ^{注2} (4回目からの自己負担限度額)
① 年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 年収約770万円～約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 年収約370万円～約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ ～年収約370万円	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

注1 1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えない場合でも、同じ月の別の医療機関等での自己負担が21,000円以上であるものについては合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。また、同じ公的医療保険に加入している場合は、世帯で合算することができます。

注2 高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間(直近12か月)で3か月以上あったときは、4か月目(4回目)からの自己負担限度額がさらに軽減されます。

※適用区分の年収は目安です。

※詳細は、加入されている公的医療保険の各照会窓口にお問い合わせください。

※2023年10月現在の公的制度に基づいて記載しています。

先進医療や退院後の通院にしっかり備える

先進医療特約(無解約返戻金型)

先進医療給付金

先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる**技術料**と約款所定の**交通費・宿泊費^注**をお受け取りいただけます(保険期間通算**2,000万円**まで)。

先進医療にかかわる
技術料を実費払

交通費・宿泊費^注もお支払い

注 宿泊費は1泊につき1万円を限度とします。



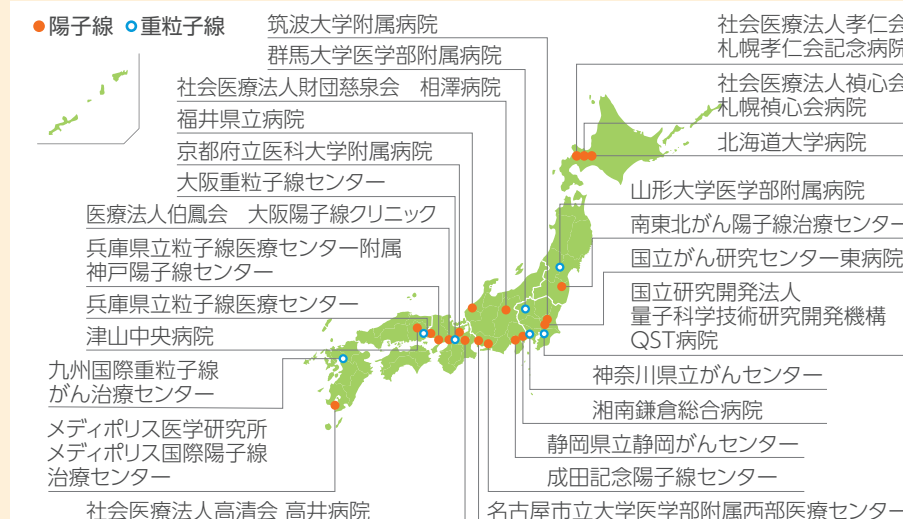
- 約款別表の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療は、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
- 医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、先進医療給付金のお支払対象外となります。

先進医療について

- ①先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養のうち、先進的な医療技術として認められた技術をいいます
- ②医療技術ごとに一定の施設基準が設定されており、施設基準に該当する限られた医療機関のみで行われます
実施医療機関が遠方の場合等は、医療機関までの**交通費**や**宿泊費**の負担も無視できません。
- ③一般の保険診療と異なるため、公的医療保険制度の対象外です
先進医療にかかわる費用は、医療技術の種類や医療機関等によって異なり、全額自己負担することになります。
先進医療にかかわる費用以外の、通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院等)の費用は、一般の保険診療と同様に扱われます。
※保険給付にかかる一部負担については、高額療養費制度が適用されます。

ガン治療における先進医療である「粒子線治療」を実施している医療機関

※対象となる先進医療は変動しますので、対象となっていた医療技術、医療機関および適応症等であっても受療された日現在において対象外となる可能性があります。



注 先進医療技術の個別具体的な説明については、実施医療機関の医師等の専門家にお問い合わせください。

注 医療機関は2023年7月1日現在(厚生労働省ホームページをもとに三井住友海上あいおい生命作成)

先進医療を実施している医療機関は限られており、治療費に加え**交通費・宿泊費**の負担も見逃せません。



通院給付特約(無解約返戻金型)(18)

通院給付金

※ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)を付加されているご契約には付加できません。

退院後、約款所定の**通院**による治療を受けられたとき、お受け取りいただけます。

退院後の通院治療を保障

往診・訪問診療等も保障

ご契約例 主契約の入院給付金日額:5,000円の場合

5,000円 × 受療日数

支払対象期間内の
お支払事由に該当した日数

支払限度 1回の入院につき30日(通算1,095日)

病気やケガで主契約の入院給付金が支払われる入院をされ、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間(支払対象期間)中に、入院の原因となった病気やケガの治療を目的として通院をされたとき、通院給付金をお受け取りいただけます。

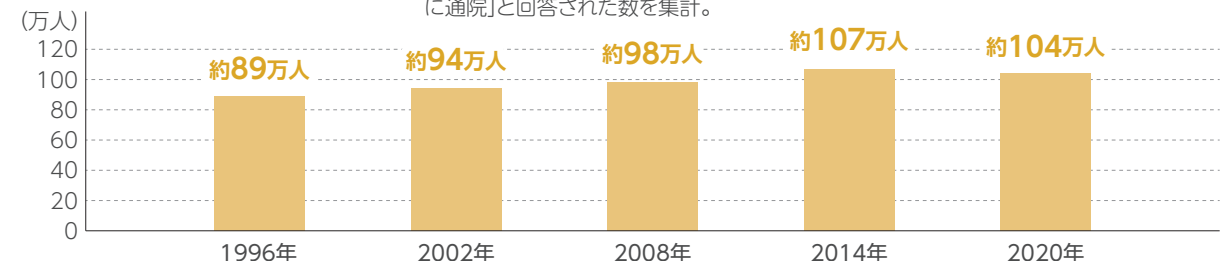


- 美容上の処置による通院、異常分娩以外の分娩による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院等は、通院給付金のお支払対象外です。
- 1日に2回以上通院された場合、または、2つ以上の病気またはケガの治療のために通院された場合、通院給付金は重複してお支払いできません。

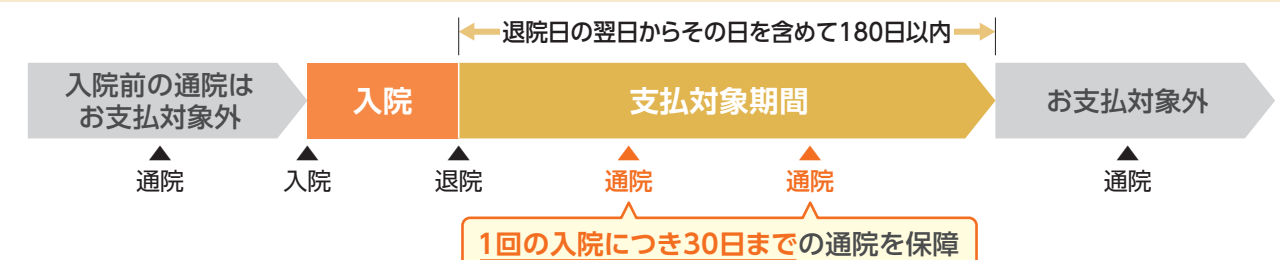
退院後の通院患者数は増加しています

▶退院後の通院患者数の推移

※患者調査の「退院後の行き先」に関する質問において、「当院に通院」、「他の病院・診療所に通院」と回答された数を集計。



通院給付金のお受け取りイメージ



三大疾病にしっかり備える

三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型)(18) 三大疾病入院一時給付金

ガン(上皮内ガンを含む)・心疾患^注・脳血管疾患で入院されたとき、
およびその後**1年以上**経過してそれらの病気で入院されたとき、お受け取りいただけます。

1年に1回を限度に
何度でも保障

再発・転移も保障

上皮内ガンも
同額保障

ご契約例 三大疾病入院一時給付金額:50万円の場合

一時金として **50万円**

注 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

- 責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)をガン給付責任開始日として三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型)(18)のガンに関する保障を開始します。
- 三大疾病入院一時給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に三大疾病により継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。

もしものとき、保険料のお払込みは不要になります

保険料払込免除特約(22)

ガン給付責任開始期以後に初めて**ガン(上皮内ガンを含む)**と**診断確定**されたとき、
心疾患^注・脳血管疾患で入院されたとき、保障はそのままで以後の**保険料のお払込みは不要**になります。

入院日数・手術の有無は問いません

上皮内ガンも保障

ご契約

- ガン給付責任開始期以後に初めてガン(上皮内ガンを含む)と診断確定
- 心疾患^注・脳血管疾患で入院

保険料のお払込み

以後の保険料のお払込みは
不要になりますが、保障は継続します。

注 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

- 責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)をガン給付責任開始日として保険料払込免除特約(22)のガンに関する保障を開始します。

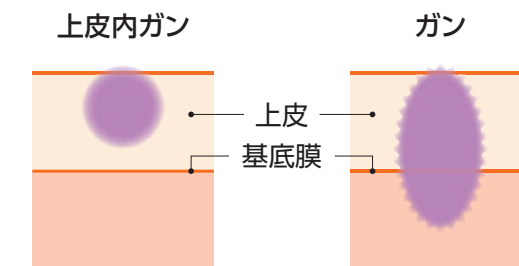
対象となる三大疾病の範囲

例	ガン(上皮内ガンを含む)	心疾患 ^注	脳血管疾患
	- 胃ガン - 乳ガン - 肺ガン - 子宮ガン - 白血病 等	- 急性心筋梗塞 - 慢性リウマチ性心疾患 - 慢性虚血性心疾患 - 心筋症 - 狭心症	- 脳卒中 (くも膜下出血・脳梗塞・脳内出血) - 脳動脈瘤 - 高血圧性脳症 - 一過性脳虚血発作 等

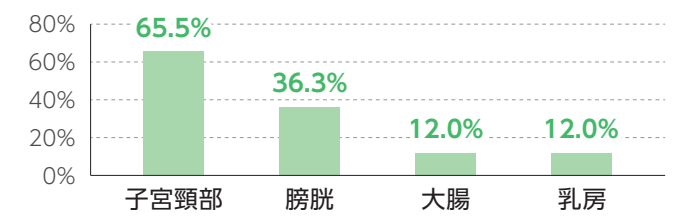
注「高血圧性心疾患」は含まれません。

? 上皮内ガンとは

上皮内ガンとは、ガン細胞が「上皮」と呼ばれる組織の内側にとどまっているガンのことをいいます。
※部位によって上皮内ガンの定義は異なります。



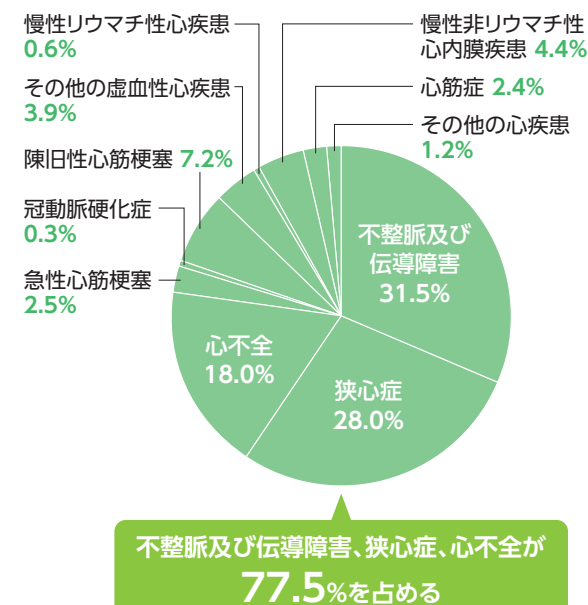
▶診断時における上皮内ガンの割合



厚生労働省健康局がん・疾病対策課
「平成31年(令和元年)全国がん登録 罹患数・率 報告」

心疾患・脳血管疾患の総患者数の内訳

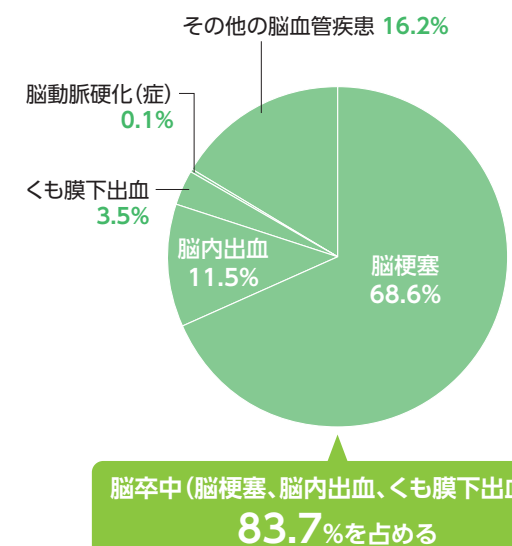
▶心疾患^注の総患者数の内訳



注 高血圧性のものを除く

厚生労働省「令和2年 患者調査」

▶脳血管疾患の総患者数の内訳



厚生労働省「令和2年 患者調査」

ガンにより一時的にかかる費用・通院治療にしっかり備える

ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)

ガン診断給付金

ガン給付責任開始期以後に初めて**ガン(上皮内ガンを含む)**と**診断確定**されたとき、およびその後**1年以上経過**してガンにより入院されたとき(**再発・転移を含む**)、お受け取りいただけます。

1年に1回を限度に
何度でも保障

再発・転移も保障

上皮内ガンも
同額保障

ご契約例 ガン診断給付金額:50万円の場合

一時金として **50万円**

- 責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)をガン給付責任開始日としてガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)のガンに関する保障を開始します。
- ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。

ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)

ガン治療通院給付金

※通院給付特約(無解約返戻金型)(18)を付加されているご契約には付加できません。

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を目的として支払対象期間中に**通院**されたとき
お受け取りいただけます。

入院の有無を
問わず保障

さまざまな
治療方法が対象

支払対象期間中は
何日でも保障

往診・訪問診療等
も保障

- ガンの治療として一般的な、手術・放射線治療・抗ガン剤(点滴・注射のほか経口投与によるものを含みます)治療をはじめとして、ホルモン剤を用いたホルモン療法・免疫療法・緩和療法等で通院された場合も保障します。

ご契約例 ガン治療通院給付金日額:5,000円の場合

5,000円 × 通院日数

次の期間(支払対象期間)中の通院が対象となります。

- 1 ガン給付責任開始期以後に初めて**ガンと診断確定**された日からその日を含めて**5年間**
- 2 最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当された日からその日を含めて**5年間**
 - ・ガンが再発したと診断確定されたとき
 - ・ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
 - ・ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
 - ・ガンの治療を目的として入院されたとき^注

注 最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなします。

- 責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)をガン給付責任開始日としてガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)のガンに関する保障を開始します。
- 検査や経過観察のための通院、美容上の処置による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院、ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院等は、ガン治療通院給付金のお支払対象外です。

ガンと診断確定された場合、治療費に加え、治療費以外の費用、再発・転移による入院や通院にも備えがあると安心です

▶治療費以外の費用(例)



セカンドオピニオン取得のための費用



再発の予防のための定期検査費用



かつら(ウィッグ)、眉、まつげのケアのための費用

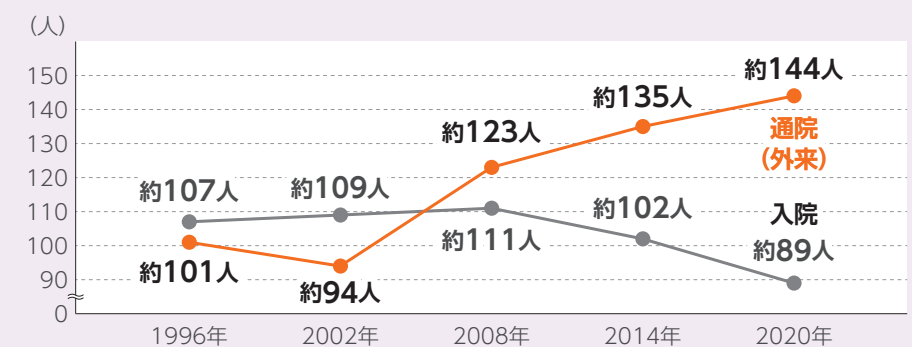
▶がんの再発率

胃がんⅡB期術後5年以内	15%
肺がんⅡA・B期術後5年以内 (非小細胞がん、根治手術可)	10~12%
大腸がんⅡ期術後5年以内	8~10%
子宮頸がんⅡ期術後5年以内	15%

※再発率は術式(どのような手術、処置をしたか)などにより、大きく異なっています。
新日本保険新聞社「2023年6月版 こんなにかかる医療費」

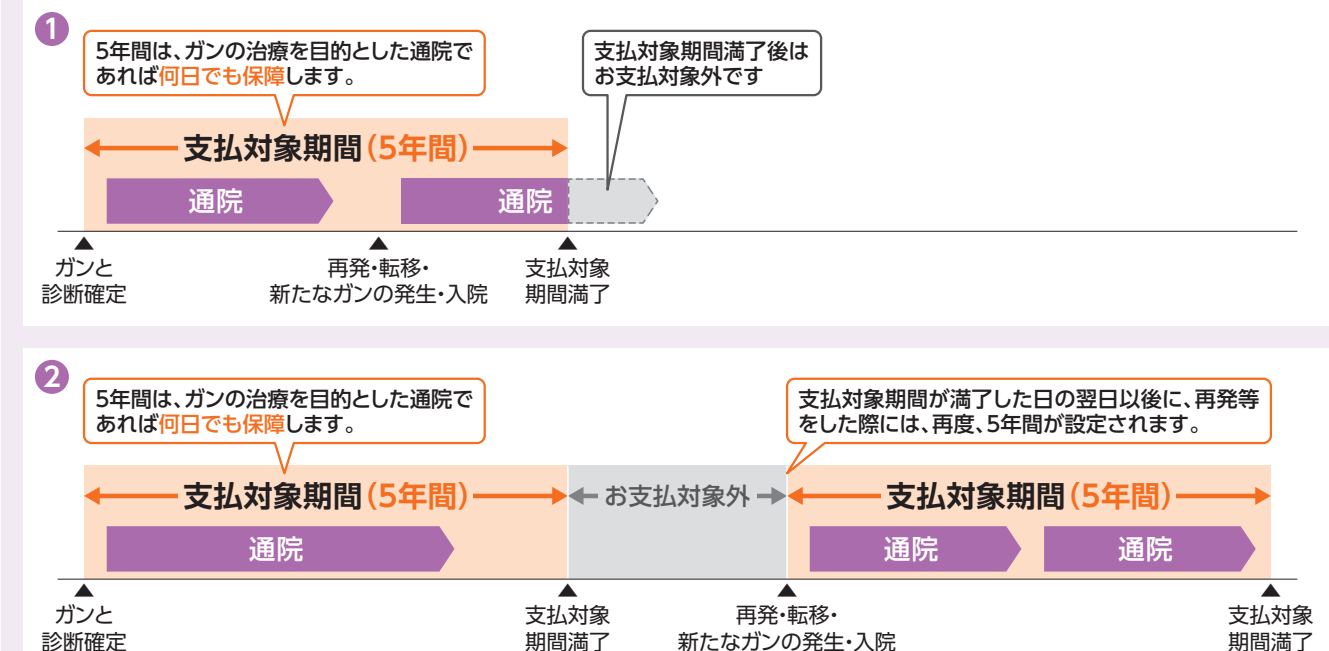
通院によるガン治療の割合が24年で約1.4倍に増えています

▶がん(悪性新生物)の
外来受療率、
入院受療率の推移
(人口10万対)



ガン治療通院給付金のお受け取りイメージ

支払対象期間中に再発・転移・新たなガンが発生し、ガンの治療を目的とした通院をされた場合でも保障します(検査や経過観察のための通院は除きます)。



抗ガン剤治療にしっかり備える

抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)

抗ガン剤治療給付金

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を目的として、
抗ガン剤治療を受けられた月ごとにお受け取りいただけます。

点滴・注射・経口投与等による
抗ガン剤治療を保障

ガンの治療を目的とした
ホルモン療法も対象

ご契約例 抗ガン剤治療給付金月額:10万円の場合

10万円 × お支払事由に該当する月^{注1}の月数

支払限度 通算120月(同一の月に1回の支払限度)

次の1～3のすべてに該当する抗ガン剤^{注2}治療が対象となります。

- 1 ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする抗ガン剤治療
- 2 ガンの治療を目的とした抗ガン剤治療
- 3 次のいずれかに該当する抗ガン剤治療
 - ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、約款所定の抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される治療
 - ・約款所定の先進医療^{注3}による療養
 - ・約款所定の患者申出療養^{注3}による療養
 - ・上記以外に、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている約款所定の抗ガン剤を用いた治療

注1 お支払事由に該当する月は、次のいずれかを含む月をいいます。

- ① 注射による投与が医師*により行われた場合:医師*によりその抗ガン剤が投与された日
- ② 経口による投与が行われた場合:医師が作成した処方せんにもとづくその抗ガン剤の投薬期間に属する日のうち、その抗ガン剤を投与すべきとされる日(ただし、被保険者が生存している日に限ります)
- ③ ①②に該当しない場合:医師がその抗ガン剤を処方した日

*看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。

注2 「抗ガン剤」とは、抗ガン剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、以下に分類される薬剤をいいます。

L01.抗悪性腫瘍薬 L02.内分泌療法(ホルモン療法) L03.免疫賦活薬 L04.免疫抑制薬 V10.治療用放射性医薬品

注3 先進医療・患者申出療養とは、約款別表の法律にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- 責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)をガン給付責任開始日として抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)のガンに関する保障を開始します。
- 同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合は、その月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払対象となります。

ガンの主な治療方法

ガンの主な治療方法としては、「手術」・「放射線治療」・「化学療法」の3つがあります。抗ガン剤治療は化学療法の1つです。

手術

体から「ガン」を
切除する



放射線治療

「ガン」を放射線に
よって破壊する



化学療法

薬剤(抗ガン剤)等
を使って治療する



? 抗ガン剤治療とは

- 点滴、注射、または飲み薬として服用することで体内に入り、血液中を流れて全身に広がり、局所だけでなく**全身に効能が及ぶ全身療法**です。
- 複数の薬を組み合わせ併用する多剤併用療法が一般的です。
多剤併用療法とは、それぞれの薬の効能の相乗効果を狙うとともに、副作用を減らすことを目的としています。
- 手術や放射線療法の前にはできるだけガンを小さくすることを目的として抗ガン剤を用いることもあります。

術前化学療法

できるだけガンを小さくし、手術での切除箇所を
最小限にします。



術後化学療法

術後の目に見えないガン細胞を攻撃し、再発や
転移を予防します。



抗ガン剤治療の例

胃ガン(男性)

胃ガンにかかり抗ガン剤治療を受けたケース

自覚症状があり内視鏡検査を受けたところ、
病変(ガン)が見つかり、そのまま内視鏡的粘膜切除術を受ける

3か月後に、定期検査で再発が見つかり、
5日間入院して内視鏡治療を受ける

術後薬物療法(抗ガン剤治療)を6か月間受ける

3か月に1回の定期検査(血液検査、内視鏡検査等)のため通院した

※上記はあくまで事例であり、状況により治療方法・治療期間・費用等は異なります。
セールス手帖社保険FPS研究所「2022年5月版 がん患者が教えてくれた本当のところ がんとお金の真実」をもとに三井住友海上あいおい生命作成

抗ガン剤治療に
かかった費用

自己負担3割:約20万円

※1か月間にかかった医療費の自己負担額
が自己負担限度額をこえる月がなかった
ため、高額療養費制度の適用なし

TOPICS 患者申出療養とは

- 患者申出療養とは、「保険外併用療養費制度」として未承認薬等を迅速に使用したいという患者の方からの申出を受けて、安全性・有効性等を確認したうえで、できる限り身近な医療機関で受けられるようにするための制度です。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

ガンや女性特有の病気、女性に多い病気による入院・手術等にしっかり備える

女性疾病給付特約(無解約返戻金型)(18) ※女性疾病給付特約(無解約返戻金型)(18)は被保険者が女性の場合に付加できます。

「ガン(上皮内ガンを含む)」「女性特有の病気」「女性に多い病気」により入院されたとき、手術・放射線治療を受けられたとき、お受け取りいただけます。

女性特有のガンに限らず保障

手術・放射線治療も保障

女性特有の特定手術を手厚く保障

ご契約例 女性疾病入院給付金日額:5,000円の場合

入院 女性疾病入院給付金	約款所定の女性疾病で入院されたとき	
	主契約に初期入院10日給付特則を付加しない場合	主契約に初期入院10日給付特則を付加した場合
	入院5日目まで 一律 2.5万円 (女性疾病入院給付金日額の5日分)	入院10日目まで 一律 5万円 (女性疾病入院給付金日額の10日分)
	入院6日目以降 5,000円 × 入院日数 (女性疾病入院給付金日額×入院日数)	入院11日目以降 5,000円 × 入院日数 (女性疾病入院給付金日額×入院日数)
手術 女性疾病手術給付金 注1	約款所定の女性疾病で主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられたとき	
	入院中 1回につき 5万円 (女性疾病入院給付金日額の10倍)	外来 1回につき 2.5万円 (女性疾病入院給付金日額の5倍)
特定手術 女性特定手術給付金 注2、注3	以下の1～4のいずれかの手術を受けられたとき 1 乳ガン(上皮内ガンを含む)による乳房の観血切除術 3 子宮摘出術 2 1の切除術を受けた乳房の乳房再建術 4 卵巣摘出術 1回につき 15万円 (女性疾病入院給付金日額の30倍)	
放射線治療 女性疾病放射線治療給付金	約款所定の女性疾病で、主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療を受けられたとき 1回につき 5万円 (支払限度:60日に1回) (女性疾病入院給付金日額の10倍)	

女性疾病入院給付金の支払限度日数

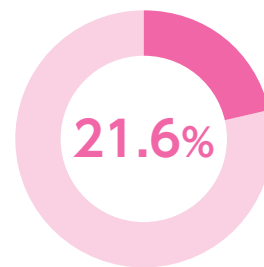
- 「1回の入院」の支払限度日数は、主契約の支払限度日数と同一です。ただし、主契約に八大疾病入院無制限給付特則を付加している場合、約款所定のガン・慢性リウマチ性心疾患・くも膜下出血・腎疾患の治療を直接の原因として入院されたときは無制限となります。
- 「通算」の支払限度日数は、無制限です。



注1 同一の日に女性疾病手術給付金のお支払事由に該当する手術と女性特定手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられた場合で、女性特定手術給付金をお支払いするときは、その日に受けられた手術に対しては女性疾病手術給付金はお支払いできません。
 注2 乳房の観血切除術による女性特定手術給付金は、約款所定の女性疾病で主契約の手術給付金のお支払事由に該当する診療行為を受けられたときにお受け取りいただけます。また、子宮摘出術・卵巣摘出術による女性特定手術給付金は、病気やケガで主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられたときにお受け取りいただけます。
 注3 女性特定手術給付金は保険期間を通じて、「約款所定の乳房の観血切除術・乳房再建術および卵巣摘出術を受けられた場合は、各乳房・各卵巣につき1回」「約款所定の子宮摘出術を受けられた場合は1回」のお支払いを限度とします。

出産のときに手術が必要になることもあります

▶帝王切開で出産するケース



約**5人**に**1人**

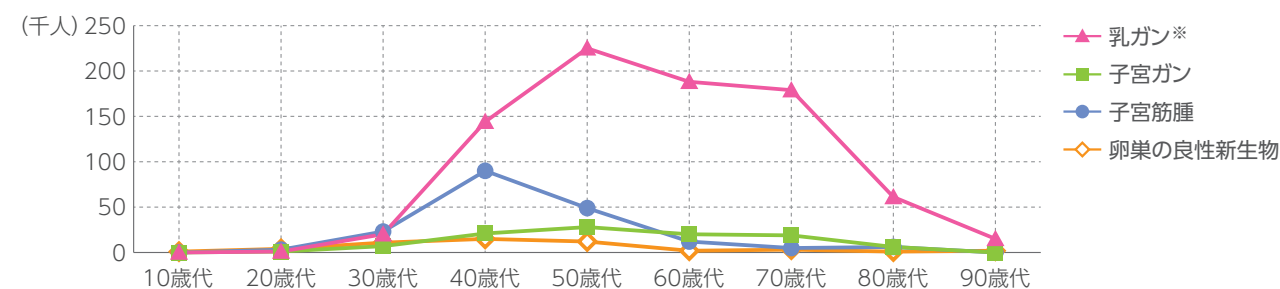
出産をする女性の約5人に1人が帝王切開で出産しています。子宮筋腫が見つかって帝王切開になることや、母体や胎児の状況によって緊急帝王切開が必要になることもあります。

厚生労働省「令和2年 医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」をもとに三井住友海上あいおい生命試算

※現在妊娠中の場合、妊娠や出産の状況等によりご契約時に特別な条件付きでお引受けする場合があります。また、ご契約自体をお引受けできない場合があります。

「女性特有の病気」「女性に多い病気」は年齢に関係なくかかる可能性があります

▶年齢別に見た主な「女性特有の病気」「女性に多い病気」の患者数



※女性患者数のみ掲載しています。厚生労働省「令和2年 患者調査」

「ガン」「女性特有の病気」「女性に多い病気」とは

女性疾病給付特約(無解約返戻金型)(18)の保障の対象となる女性疾病(「ガン」「女性特有の病気」「女性に多い病気」)には以下のようなものがあります。

病気の種類	分類項目
ガン	胃ガン、乳ガン、子宮ガン、肺ガン、大腸ガン、白血病、上皮内ガン 等 ※女性特有のガンに限りません。
特定の良性新生物	乳房・子宮・卵巣・尿管・膀胱・尿道等の腫瘍(良性新生物)、子宮筋腫 等
女性特有の病気	卵巣機能障害、子宮内膜症 等
女性に多い病気	鉄欠乏性貧血、低血圧症、膀胱炎、甲状腺障害(バセドウ病等)、リウマチ、胆石症、胆のう炎、くも膜下出血 等
妊娠、出産にまつわる症状	早流産、子宮外妊娠、妊娠高血圧症候群、帝王切開、鉗子分娩、吸引分娩 等

※正常分娩、美容整形上の手術は、対象とはなりません。

Q&A

Q 1 「1回の入院」とは？

A 退院後の再入院でも、継続した1回の入院とみなす場合があります。

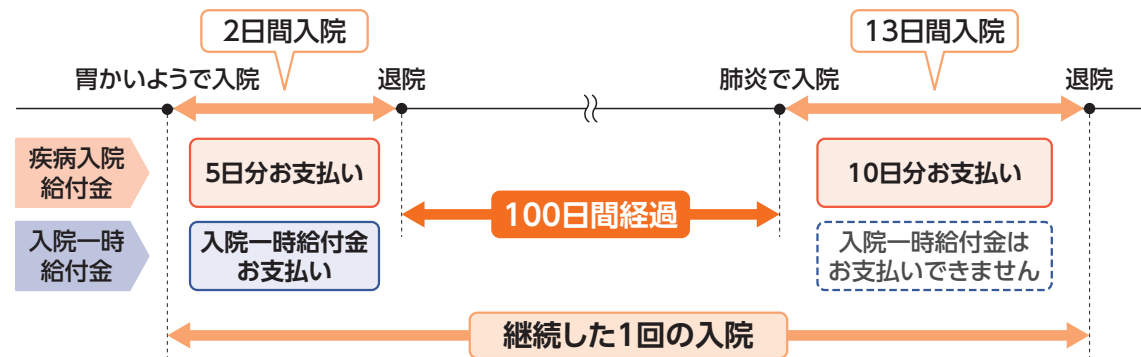
- ▶入院の原因を問わず、災害入院給付金・疾病入院給付金それぞれのお支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、それぞれ継続した1回の入院とみなします。
- ただし、災害入院給付金・疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。

例

胃かいようで2日間入院後、肺炎で13日間入院した場合(合計15日入院した場合)
＜初期入院10日給付特則を付加しない場合で、入院一時給付特約(無解約返戻金型)(22)を付加する場合＞

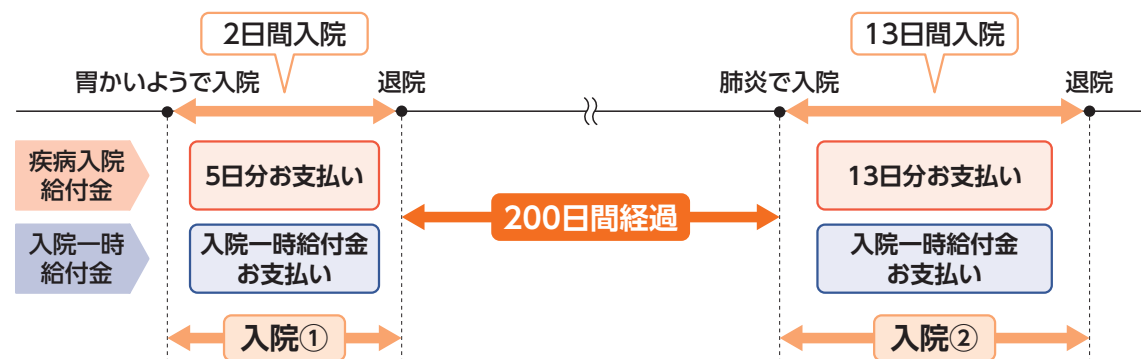
胃かいようで2日間入院し、5日分の疾病入院給付金と入院一時給付金を受け取った。その後、退院から100日後に肺炎で13日間入院されたとき

継続した1回の入院とみなされ、すでに1回目の入院において5日分をお支払いしているため、2回目の入院の疾病入院給付金は10日分をお支払いします。入院一時給付金は1回の入院につき1回を限度としているため、お支払いできません。



胃かいようで2日間入院し、5日分の疾病入院給付金と入院一時給付金を受け取った。その後、退院から200日後に肺炎で13日間入院されたとき

2回目の入院は新たな入院とみなされるので、疾病入院給付金は13日分をお支払いします。加えて、入院一時給付金をお支払いします。

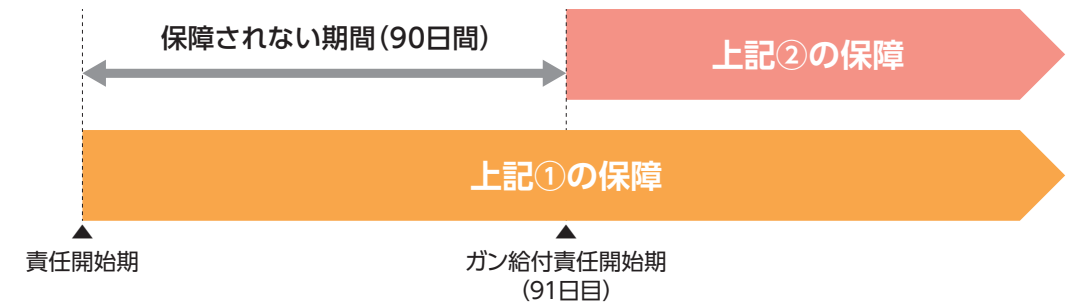


Q 2 いつから保障が始まるか教えてください。

A ご契約の「お申込みを受けた時」「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。ただし、特約によってはご契約後一定期間を経過した後に保障を開始します。

- ▶①三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
- ▶②次の特約のガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)は、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)からとなります。
- 三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型)(18)
 - 保険料払込免除特約(22)
 - ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18)
 - ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)
 - 抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18)

保障の開始イメージ



Q 3 「終身払」と「有期払」との違いについて教えてください。

A 保険料払込期間(終身払と有期払)の違いは、以下のとおりです。

- ▶終身払:保険料を終身にわたってお支払いいただきます。毎回の保険料負担を抑えたい方におすすめです。
- 有期払:一定期間で保険料の払込みが満了します。一定期間のうちに一生分の保険料を払い終えたい方におすすめです。
- 一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間の短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

Q&A

Q 4 「高額療養費制度」とは？

A 同じ月に、医療機関等で支払った医療費（自己負担分）が高額になった場合、自己負担が軽くなるよう限度額が設けられています。自己負担の限度額は、年齢・年収・医療費総額等によって異なります。

1か月あたりの医療費^{注1}の自己負担限度額

▶ 69歳以下の場合



適用区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)	多数回該当の場合 ^{注2} (4回目からの自己負担限度額)
①	年収約1,160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
②	年収約770万円～約1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
③	年収約370万円～約770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
④	～年収約370万円	57,600円	44,400円
⑤	住民税非課税者	35,400円	24,600円

▶ 70歳以上の場合

適用区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)		多数回該当の場合 ^{注2} (4回目からの自己負担限度額)
		外来 (個人ごと)		
現役並み	年収約1,160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
	年収約770万円～約1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円
	年収約370万円～約770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
一般	年収156万円～約370万円	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円
非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	—
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	—

注1 1つの医療機関等での自己負担(院外処方を含みます。)では上限額を超えない場合でも、同じ月の別の医療機関等での自己負担(69歳以下の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。また、同じ公的医療保険に加入している場合は、世帯で合算することができます。

注2 高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間(直近12か月)で3か月以上あったときは、4か月目(4回目)からの自己負担限度額がさらに軽減されます。

※適用区分の年収は目安です。

※詳細は、加入されている公的医療保険の各照会窓口にお問い合わせください。

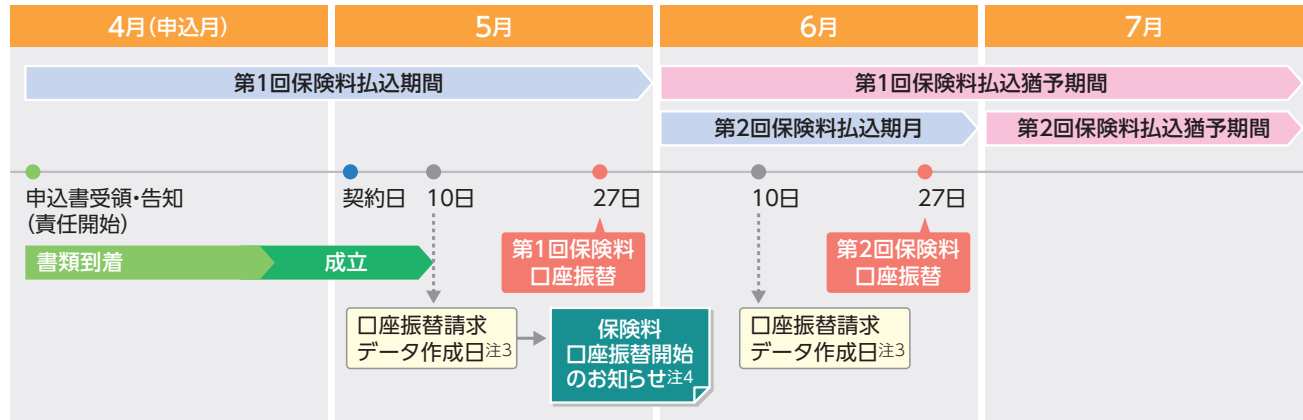
※2023年10月現在の公的制度に基づいて記載しています。

Q 5 第1回保険料が口座振替の場合、いつ第1回保険料が引き落とされますか？

A ご契約の成立時期等によって異なります。

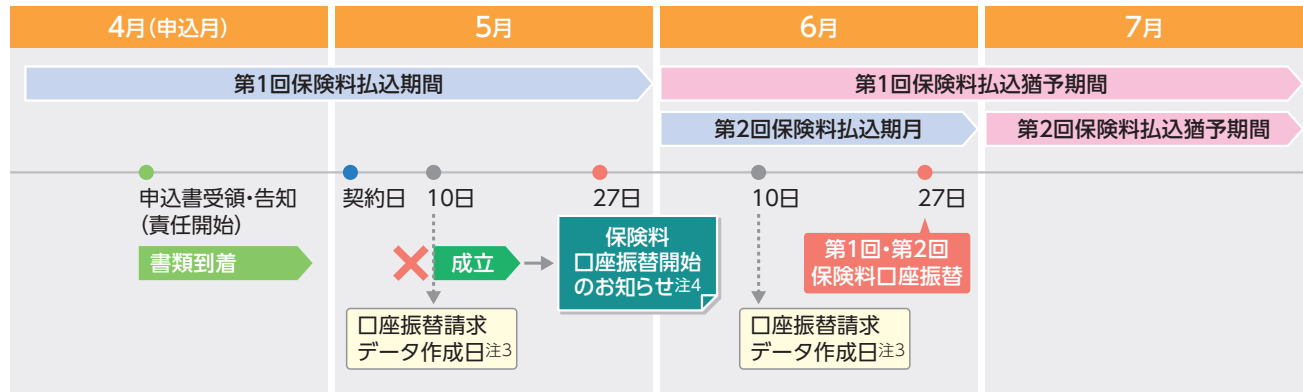
口座振替の標準スケジュール(月払の場合)

▶ 契約日の属する月の口座振替請求データ作成日^{注3}までにご契約が成立した場合、契約日の属する月に第1回保険料を口座振替させていただきます。



ご契約の成立が遅れた場合(月払の場合)

▶ 契約日の属する月の口座振替請求データ作成日^{注3}までにご契約が成立しない場合、契約日の属する月の翌月に第1回・第2回保険料をまとめて口座振替させていただきます。



注3 口座振替請求データ作成日は毎月10日頃

注4 ご契約成立後、口座振替の開始時期等のご案内をご契約者さま宛に直接送付します。

Q 6 保険料をまとめて払い込むことはできますか？

A 保険料払込期間満了まで毎年お払込みいただく保険料を、ご契約時にまとめてお払込みいただくことができます。

▶ お払込みいただく保険料(前納保険料)は、三井住友海上あいおい生命所定の利率で割り引きます。(契約日・前納期間・お払込日等により割引率等の条件は異なります)

▶ 前納保険料は三井住友海上あいおい生命所定の利率で積み立てられ、毎年の契約応当日にその年の保険料に充当します。

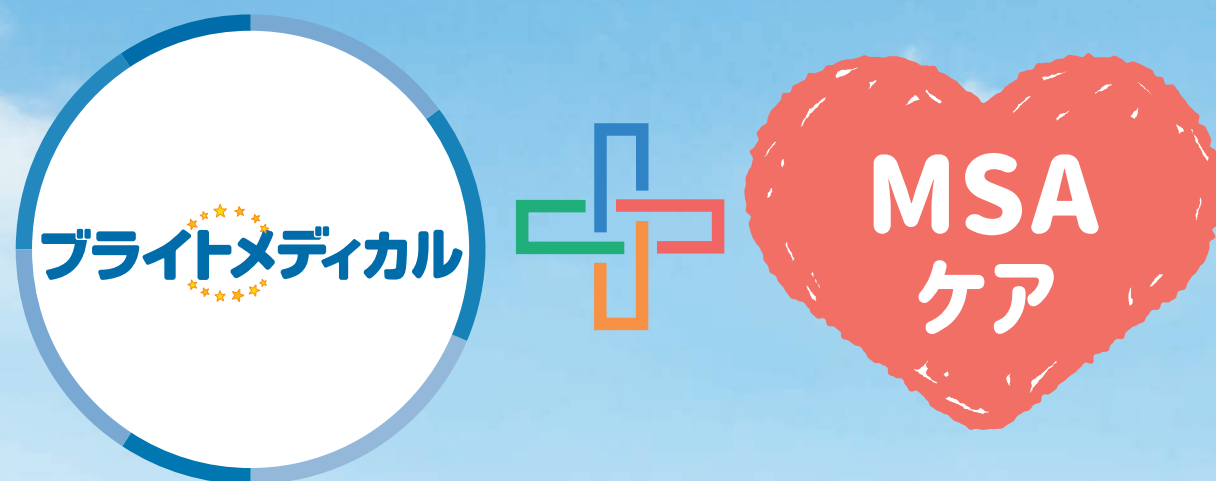
▶ ご契約が途中で消滅等(死亡・解約等)した場合、前納保険料に残額があれば払い戻します。

▶ 前納保険料は原則、お申込時にお払込みいただきます。お払込みが責任開始日(三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時)の翌日起算で15日を超える場合、前納の取り扱いはできません。

すこやかな未来を保険でつくる。

人生100年時代の新しいカタチ

健康をトータルでサポート **MSAケア** はじめます



一人でも多くのお客さまの「笑顔で長生き」を応援し、
「すこやかな未来」を育むために、医療保険はどうあるべきか。
三井住友海上あいおい生命の答えは、
従来のもしもの保障を医療の現状を踏まえて充実させることに加え、
病気になる前と後のサポートまでを“ひとつながり”でお届けすることでした。

私たちは、今の時代に寄り添った保障と
先進的なヘルスケアサービス「MSAケア」を組み合わせ、
皆さまのすこやかな未来づくりをサポートします。

MSAケアとは？

病気の予防・早期発見から健康に関するご相談、重症化・再発予防など、健康をトータルでサポートすることを目指す三井住友海上あいおい生命のヘルスケアサービスの総称です。

MSAケアの
最新のライン
ナップはこちら



<https://www.msa-life.co.jp/lineup/msacare/>

※「ブライトメディカル」は「医療保険(無解約返戻金型)(22) 無配当」の販売名称です。
※「MSAケア」は、三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。
※サービスの内容は2024年3月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
また、各サービスは三井住友海上あいおい生命が提携する企業が提供するサービスです。
※サービスの詳細や留意事項については三井住友海上あいおい生命オフィシャルホームページからご確認ください。
※お客さまに親しみをもってご利用いただくため、(M)三井(S)住友海上(A)あいおい生命の略称を用い、サービスのブランド名を「MSAケア」としました。

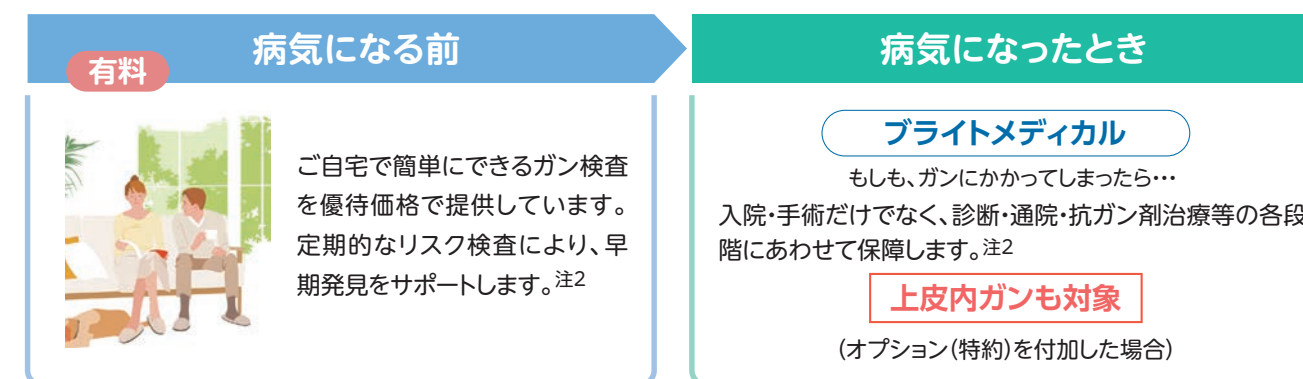
ブライトメディカル+MSAケア

お客さまの健康をトータルでサポートしていきます (MSAケアサービスコンセプト)

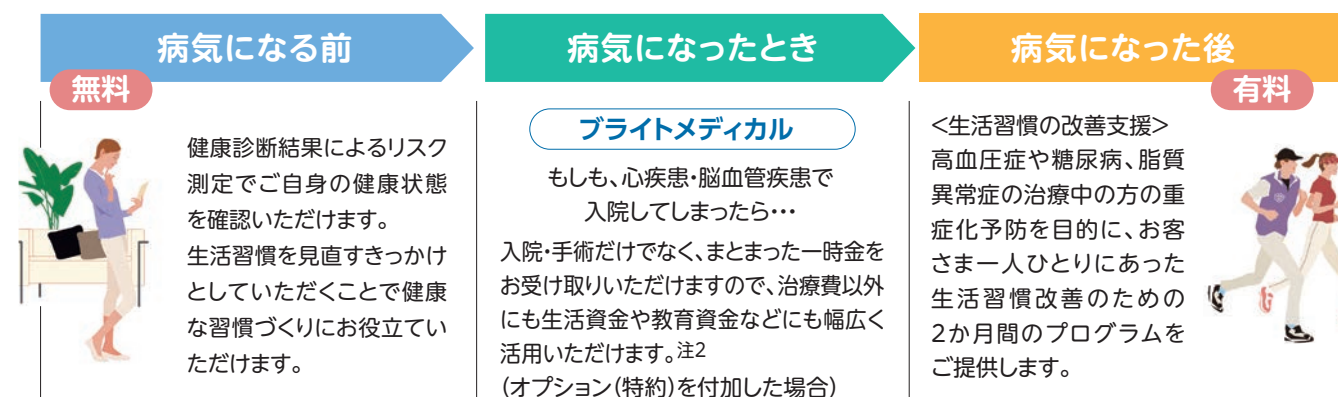


たとえば、こんなふうに役立ちます 「ブライトメディカル」にご加入されたお客さまの場合

例1 ガンのリスク検査^{注1}で早期発見をサポート



例2 スマートフォン等を用いた健康チェック



注1 ガンのリスク検査は、検査時のガンのリスクを調べるもので、医師によりガンを診断する検査ではありません。そのため、検査で「ガンのリスクが検出されなかった方」でもガンに罹患していないと保証されるものではありません。また、検査で「ガンのリスクが高いと判定された方」でも、必ずしもガンに罹患していることを示すものではありません。

注2 MSAケアで提供するサービスの検査結果だけでは三井住友海上あいおい生命の給付金等のお支払事由には該当しません。

保険料表

男性:入院給付金日額5,000円

ブライトメディカル

■保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱) ※このページの特約名称は
保険料払込免除特約(22) なし (単位:円)

ご契約年齢(歳)	特約							
	主契約	入院一時給付特約(22)	先進医療特約	通院給付特約(18)	三大疾病入院一時給付特約(18)	ガン診断給付特約(18)	ガン治療通院給付特約	抗ガン剤治療給付特約(18)
	入院給付金日額 5,000円	入院一時給付金額 10万円	約款所定の給付額	主契約の入院給付金日額 5,000円	三大疾病入院一時給付金額 50万円	ガン診断給付金額 50万円	ガン治療通院給付金日額 5,000円	抗ガン剤治療給付金月額 10万円
0	1,230	570	118	365	436	279	275	220
1	1,240	570	118	365	443	282	275	225
2	1,245	580	118	360	450	287	275	229
3	1,255	580	118	355	459	292	280	234
4	1,265	580	118	350	467	297	280	239
5	1,265	580	118	345	476	302	280	245
6	1,275	590	118	345	485	308	285	250
7	1,285	590	118	340	495	313	285	256
8	1,300	600	118	340	506	320	290	263
9	1,320	600	118	340	516	326	290	269
10	1,330	600	118	335	528	334	295	276
11	1,340	610	118	335	540	341	295	283
12	1,350	610	118	335	553	348	300	290
13	1,365	620	118	335	567	356	300	298
14	1,380	630	118	340	581	365	305	307
15	1,395	630	118	340	597	374	310	315
16	1,415	640	118	345	612	384	315	325
17	1,435	650	118	345	629	394	315	335
18	1,455	660	118	350	647	405	320	345
19	1,480	670	118	355	666	416	325	357
20	1,495	680	118	365	685	428	330	368
21	1,530	690	118	370	706	441	335	380
22	1,550	700	118	380	727	453	340	394
23	1,580	720	118	395	750	468	345	408
24	1,615	730	118	405	774	482	350	423
25	1,650	750	118	415	799	498	360	437
26	1,685	760	118	425	826	514	365	454
27	1,720	790	118	440	853	532	370	471
28	1,765	820	118	450	883	551	380	490
29	1,810	840	118	465	914	570	390	510
30	1,850	860	118	480	947	591	400	530
31	1,895	880	118	495	983	613	410	553
32	1,950	910	118	510	1,020	637	415	575
33	2,010	930	118	525	1,059	661	425	600
34	2,060	960	118	550	1,100	687	435	626
35	2,120	990	118	565	1,144	714	445	654
36	2,175	1,010	118	585	1,191	743	455	684
37	2,240	1,050	118	610	1,239	773	470	714
38	2,305	1,090	118	630	1,291	805	480	747
39	2,375	1,130	118	650	1,344	838	490	781
40	2,445	1,170	118	675	1,400	874	500	819
41	2,520	1,200	118	705	1,459	911	515	857
42	2,600	1,240	118	730	1,519	951	530	896
43	2,680	1,290	118	760	1,581	992	550	939
44	2,775	1,340	118	790	1,645	1,035	565	985
45	2,860	1,400	118	820	1,711	1,081	580	1,031
46	2,955	1,450	118	850	1,778	1,129	600	1,082
47	3,055	1,500	118	880	1,848	1,179	620	1,134
48	3,155	1,560	118	915	1,921	1,232	640	1,189
49	3,265	1,620	118	950	1,995	1,287	660	1,246
50	3,385	1,670	118	990	2,076	1,345	685	1,307
51	3,500	1,740	118	1,035	2,159	1,405	715	1,373
52	3,620	1,800	118	1,075	2,246	1,469	735	1,440
53	3,750	1,870	118	1,115	2,337	1,535	765	1,511
54	3,880	1,940	118	1,160	2,429	1,602	790	1,585
55	4,020	2,020	118	1,205	2,522	1,672	820	1,663
56	4,155	2,100	118	1,250	2,616	1,744	850	1,740
57	4,310	2,180	118	1,300	2,710	1,817	880	1,822
58	4,465	2,260	118	1,355	2,806	1,891	910	1,905
59	4,625	2,340	118	1,405	2,903	1,964	940	1,987
60	4,790	2,440	118	1,460	3,004	2,038	975	2,069
61	4,965	2,520	118	1,520	3,107	2,110	1,015	2,149
62	5,135	2,600	118	1,580	3,215	2,181	1,050	2,228
63	5,330	2,700	118	1,645	3,327	2,250	1,085	2,305
64	5,530	2,780	118	1,710	3,443	2,317	1,125	2,377
65	5,740	2,870	118	1,785	3,563	2,382	1,160	2,446
66	5,965	2,970	118	1,850	3,689	2,445	1,195	2,511
67	6,200	3,060	118	1,920	3,819	2,506	1,235	2,572
68	6,455	3,160	118	2,000	3,951	2,565	1,270	2,630
69	6,725	3,270	118	2,075	4,086	2,622	1,305	2,684
70	7,000	3,380	118	2,155	4,222	2,680	1,345	2,737
71	7,295	3,480	118	2,240	4,358	2,737	1,375	2,787
72	7,605	3,610	118	2,325	4,495	2,793	1,410	2,832
73	7,925	3,720	118	2,415	4,632	2,850	1,440	2,875
74	8,255	3,860	118	2,495	4,768	2,907	1,475	2,915
75	8,590	3,990	118	2,585	4,905	2,964	1,500	2,950
76	8,935	4,120	118	2,675	5,042	3,021	1,530	2,983
77	9,290	4,260	118	2,770	5,179	3,078	1,560	3,012
78	9,660	4,400	118	2,860	5,317	3,135	1,585	3,039
79	10,020	4,550	118	2,950	5,455	3,193	1,615	3,060
80	10,410	4,700	118	3,050	5,593	3,251	1,645	3,080
81	10,810	4,870	118	3,140	5,731	3,309	1,665	3,096
82	11,230	5,010	118	3,245	5,870	3,366	1,695	3,110
83	11,660	5,190	118	3,350	6,009	3,425	1,720	3,120
84	12,105	5,360	117	3,445	6,148	3,483	1,750	3,128
85	12,570	5,540	117	3,540	6,287	3,541	1,780	3,132

⚠️ご契約は主契約と特約の合計保険料が1,500円以上からお取扱いします。◆ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。(例) 24歳

■保険期間・保険料払込期間:終身 ■支払限度の型:30日型 ■手術給付金の型:手術Ⅱ型 ■初期入院10日給付特則付 ■八大疾病入院無制限給付特則付
「(無解約返戻金型)」を省略して掲載しています。(保険料払込免除特約(22)を除く) ※通院給付特約(18)とガン治療通院給付特約は同時に付加できません。
保険料払込免除特約(22) あり (単位:円)

ご契約年齢(歳)	特約							
	主契約	入院一時給付特約(22)	先進医療特約	通院給付特約(18)	三大疾病入院一時給付特約(18)	ガン診断給付特約(18)	ガン治療通院給付特約	抗ガン剤治療給付特約(18)
	入院給付金日額 5,000円	入院一時給付金額 10万円	約款所定の給付額	主契約の入院給付金日額 5,000円	三大疾病入院一時給付金額 50万円	ガン診断給付金額 50万円	ガン治療通院給付金日額 5,000円	抗ガン剤治療給付金月額 10万円
0	1,350	620	129	400	477	304	310	240
1	1,360	620	129	395	486	309	310	245
2	1,370	620	130	390	494	313	315	251
3	1,380	630	130	380	504	319	315	256
4	1,390	630	130	380	513	325	315	263
5	1,405	640	130	375	524	332	320	269
6	1,415	640	131	375	535	338	325	276
7	1,425	650	131	370	546	345	325	283
8	1,440	650	131	370	558	352	330	290
9	1,460	660	132	370	572	360	335	297
10	1,475	660	132	370	585	369	335	305
11	1,485	670	132	370	600	377	340	314
12	1,505	680	133	370	616	387	345	323
13	1,530	680	133	375	632	397	350	333
14	1,550	690	133	375	650	407	355	343
15	1,570	700	134	380	669	419	360	354
16	1,590	710	134	390	689	431	365	366
17	1,630	730	135	395	710	444	370	378
18	1,660	740	136	400	733	457	375	392
19	1,690	750	136	410	756	472	380	406
20	1,725	780	137	415	781	487	395	421
21	1,760	790	137	425	807	503	400	436
22	1,800	810	138	440	835	520	410	453
23	1,845	830	138	450	865	538	420	471
24	1,885	850	140	465	896	558	425	491
25	1,935	880	141	480	929	578	435	511
26	1,990	910	142	495	965	601	445	532
27	2,045	930	143	510	1,003	625	455	556
28	2,105	960	143	530	1,044	650	465	581
29	2,170	990	144	555	1,088	677	480	609
30	2,245	1,010	145	575	1,134	707	495	637
31	2,315	1,040	147	600	1,185	739	500	669
32	2,400	1,100	148	625	1,238	772	515	703
33	2,480	1,140	149	650	1,297	808	530	739
34	2,570	1,190	150	675	1,359	848	555	778
35	2,665	1,230	152	710	1,426	890	570	821
36	2,770	1,290	153	745	1,497	934	590	865
37	2,870	1,340	155	780	1,573	981	610	913
38	2,980	1,410	156	815	1,654	1,031	630	963
39	3,100	1,480	158	850	1,740	1,085	655	1,018
40	3,235	1,540	159	890	1,832	1,143	675	1,078
41	3,375	1,600	161	935	1,930	1,205	710	1,142
42	3,520	1,680	163	980	2,034	1,273	735	1,211
43	3,680	1,770	164	1,035	2,146	1,345	765	1,285
44	3,845	1,850	167	1,090	2,263	1,424	800	1,365
45	4,040	1,950	170	1,150	2,388	1,508	830	1,452
46	4,225	2,060	173	1,210	2,519	1,598	875	1,544
47	4,435	2,180	175	1,275	2,658	1,695	915	1,644
48	4,660	2,290	178	1,355	2,806	1,799	960	1,751
49	4,900	2,420	181	1,430	2,964	1,910	1,010	1,868
50	5,150	2,550	184	1,510	3,135	2,031	1,065	1,99

保険料表

女性：入院給付金日額5,000円

ブライトメディカル

■保険料払込方法：月払（口座振替・クレジットカード）
※このページの特約名称は
保険料払込免除特約（22）なし

(単位：円)

ご契約年齢（歳）	特約								
	主契約	入院一時 給付特約 (22)	先進医療 特約	通院給付 特約 (18)	三大疾病 入院一時 給付特約 (18)	ガン診断 給付特約 (18)	ガン 治療通院 給付特約	抗ガン剤 治療 給付特約 (18)	女性疾病 給付特約 (18)
	入院給付金 日額 5,000円	入院一時 給付金額 10万円	約款所定の 給付額	主契約の 入院給付金 日額 5,000円	三大疾病 入院一時 給付金額 50万円	ガン診断 給付金額 50万円	ガン 治療通院 給付金日額 5,000円	抗ガン剤 治療 給付金月額 10万円	女性疾病 入院給付金 日額 5,000円
0	1,280	630	118	355	466	306	285	350	480
1	1,295	640	118	355	472	310	285	361	485
2	1,315	650	118	355	478	314	290	370	495
3	1,335	660	118	350	484	319	290	380	495
4	1,350	670	118	350	492	324	295	392	505
5	1,365	680	118	350	499	329	295	402	515
6	1,390	700	118	355	507	335	300	412	525
7	1,405	710	118	355	514	340	300	424	535
8	1,430	720	118	355	523	346	305	434	550
9	1,455	740	118	360	533	353	305	446	565
10	1,480	750	118	365	542	359	310	459	575
11	1,505	780	118	365	552	367	315	471	590
12	1,530	790	118	370	563	374	320	485	605
13	1,560	810	118	375	574	382	320	497	615
14	1,585	820	118	380	586	391	325	513	630
15	1,610	840	118	380	599	400	330	528	645
16	1,650	850	118	390	612	409	335	544	655
17	1,680	870	118	395	626	418	340	560	665
18	1,710	880	118	400	640	429	345	579	675
19	1,745	900	118	410	654	440	350	598	685
20	1,770	930	118	415	670	450	355	619	690
21	1,805	940	118	425	686	461	360	640	700
22	1,845	960	118	430	703	473	370	664	710
23	1,875	970	118	440	721	485	375	689	710
24	1,905	980	118	450	739	498	380	714	715
25	1,935	990	118	460	758	511	395	743	715
26	1,960	990	118	470	777	525	400	772	715
27	1,970	990	118	480	799	540	410	804	715
28	1,985	1,000	118	490	820	555	415	836	715
29	1,995	1,000	118	495	844	571	425	871	710
30	2,005	1,000	118	505	868	587	435	907	705
31	2,015	1,000	118	515	893	605	440	946	690
32	2,025	1,000	118	530	920	623	450	986	685
33	2,035	1,010	118	545	947	642	460	1,027	680
34	2,050	1,010	118	555	976	662	470	1,072	670
35	2,060	1,020	118	570	1,006	682	480	1,117	660
36	2,075	1,020	118	585	1,037	703	490	1,165	660
37	2,095	1,040	118	600	1,070	724	495	1,214	650
38	2,120	1,050	118	615	1,103	745	505	1,264	650
39	2,145	1,060	118	635	1,136	766	515	1,314	645
40	2,175	1,100	118	650	1,169	786	525	1,364	645
41	2,210	1,110	118	670	1,202	805	535	1,413	645
42	2,255	1,140	118	690	1,234	824	550	1,462	650
43	2,305	1,170	118	715	1,267	843	565	1,508	650
44	2,355	1,190	118	740	1,301	861	575	1,551	655
45	2,415	1,230	118	760	1,336	879	585	1,593	660
46	2,465	1,260	118	785	1,373	897	595	1,630	665
47	2,520	1,290	118	810	1,412	916	605	1,665	670
48	2,590	1,320	118	830	1,452	936	615	1,697	680
49	2,655	1,360	118	865	1,494	956	625	1,728	690
50	2,725	1,400	118	895	1,539	977	635	1,756	700
51	2,795	1,440	118	920	1,586	1,000	645	1,783	710
52	2,885	1,470	118	955	1,634	1,023	655	1,809	725
53	2,965	1,510	118	985	1,684	1,049	665	1,836	740
54	3,060	1,540	118	1,025	1,736	1,075	675	1,862	755
55	3,140	1,580	118	1,060	1,790	1,104	685	1,889	780
56	3,245	1,630	118	1,100	1,845	1,133	700	1,918	795
57	3,350	1,660	118	1,140	1,902	1,163	710	1,948	815
58	3,450	1,720	118	1,180	1,961	1,194	720	1,980	830
59	3,560	1,770	118	1,220	2,024	1,224	730	2,013	855
60	3,675	1,830	118	1,265	2,091	1,254	740	2,046	870
61	3,780	1,880	118	1,315	2,162	1,283	755	2,079	895
62	3,900	1,920	118	1,360	2,237	1,311	765	2,113	910
63	4,020	1,980	118	1,405	2,315	1,338	775	2,145	935
64	4,140	2,040	118	1,450	2,396	1,365	790	2,178	955
65	4,270	2,110	118	1,500	2,481	1,393	800	2,210	975
66	4,410	2,160	118	1,550	2,567	1,422	810	2,243	1,010
67	4,535	2,220	118	1,605	2,655	1,452	820	2,276	1,035
68	4,675	2,280	118	1,665	2,745	1,482	830	2,311	1,060
69	4,820	2,360	118	1,720	2,836	1,513	840	2,346	1,100
70	4,975	2,430	118	1,785	2,927	1,544	860	2,381	1,130
71	5,135	2,500	118	1,840	3,019	1,575	870	2,415	1,170
72	5,300	2,580	118	1,900	3,110	1,605	880	2,448	1,205
73	5,475	2,670	118	1,970	3,201	1,636	895	2,480	1,245
74	5,665	2,760	118	2,035	3,290	1,667	905	2,511	1,285
75	5,855	2,850	118	2,110	3,381	1,698	915	2,540	1,330
76	6,060	2,950	118	2,175	3,471	1,729	930	2,569	1,380
77	6,275	3,040	118	2,255	3,561	1,760	950	2,596	1,425
78	6,490	3,140	118	2,330	3,651	1,791	965	2,623	1,480
79	6,730	3,250	118	2,415	3,741	1,823	990	2,647	1,525
80	6,965	3,370	118	2,490	3,830	1,855	1,015	2,669	1,575
81	7,210	3,480	118	2,575	3,921	1,887	1,045	2,689	1,640
82	7,465	3,600	118	2,655	4,011	1,919	1,075	2,708	1,695
83	7,730	3,710	118	2,740	4,101	1,952	1,115	2,723	1,760
84	8,000	3,820	118	2,815	4,192	1,984	1,150	2,737	1,820
85	8,280	3,950	118	2,900	4,283	2,017	1,190	2,748	1,885

⚠️ ご契約は主契約と特約の合計保険料が1,500円以上からお取扱いたします。◆ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。（例）24歳

■保険期間・保険料払込期間：終身 ■支払限度の型：30日型 ■手術給付金の型：手術Ⅱ型 ■初期入院10日給付特則付 ■八大疾病入院無制限給付特則付
「〔無解約返戻金型〕」を省略して掲載しています。（保険料払込免除特約（22）を除く） ※通院給付特約（18）とガン治療通院給付特約は同時に付加できません。

保険料払込免除特約（22）あり

(単位：円)

ご契約年齢(歳)	特約								
	主契約	入院一時 給付特約 (22)	先進医療 特約	通院給付 特約 (18)	三大疾病 入院一時 給付特約 (18)	ガン診断 給付特約 (18)	ガン 治療通院 給付特約	抗ガン剤 治療 給付特約 (18)	女性疾病 給付特約 (18)
	入院給付金 日額 5,000円	入院一時 給付金額 10万円	約款所定の 給付額	主契約の 入院給付金 日額 5,000円	三大疾病 入院一時 給付金額 50万円	ガン診断 給付金額 50万円	ガン 治療通院 給付金日額 5,000円	抗ガン剤 治療 給付金月額 10万円	女性疾病 入院給付金 日額 5,000円
0	1,410	680	130	390	513	335	320	381	515
1	1,425	690	131	390	521	341	325	394	525
2	1,450	700	131	390	528	345	330	406	535
3	1,475	720	131	390	537	352	330	418	550
4	1,495	730	132	390	545	358	335	429	560
5	1,520	740	132	390	555	365	340	442	570
6	1,545	780	132	395	565	371	345	455	585
7	1,570	790	133	395	575	378	345	468	595
8	1,600	810	133	400	586	386	350	482	610
9	1,635	830	133	405	598	394	355	495	625
10	1,670	850	134	410	610	403	360	511	640
11	1,705	870	134	415	623	412	365	526	660
12	1,740	890	135	420	637	422	370	544	675
13	1,780	910	135	425	652	432	375	560	700
14	1,810	930	136	430	668	443	390	579	720
15	1,855	950	137	440	684	455	395	599	735
16	1,890	970	137	445	703	468	400	620	750
17	1,945	990	138	455	722	481	410	642	765
18	1,985	1,000	140	460	741	495	415	667	785
19	2,030	1,030	140	470	762	509	425	691	795
20	2,090	1,050	141	480	784	525	435	720	805
21	2,135	1,090	142	495	807	541	445	750	820
22	2,185	1,120	143	500	832	558	455	781	825
23	2,245	1,150	144	515	858	575	465	816	835
24	2,290	1,170	145	530	884	594	475	852	850
25	2,335	1,190	146	550	912	613	485	890	855
26	2,380	1,200	146	565	941	634	495	932	865
27	2,415	1,220	147	580	972	655	505	975	865
28	2,445	1,230	148	600	1,005	677	515	1,021	870
29	2,465	1,240	149	615	1,039	701	530	1,071	870
30	2,495	1,240	150	630	1,076	726	550	1,123	870
31	2,530	1,260	151	650	1,114	752	565	1,178	865
32	2,560	1,270	152	665	1,154	780	580	1,236	865
33	2,590	1,280	153	685	1,197	808	595	1,297	860
34	2,620	1,300	154	710	1,240	838	610	1,361	855
35	2,650	1,310	155	735	1,285	869	625	1,427	850
36	2,685	1,330	156	755	1,332	900	640	1,496	850
37	2,730	1,350	157	780	1,381	932	660	1,567	850
38	2,770	1,370	157	805	1,429	964	675	1,639	850
39	2,815	1,410	158	825	1,479	995	700	1,713	840
40	2,875	1,430	159	855	1,528	1,026	715	1,787	850
41	2,935	1,470	160	885	1,578	1,056	730	1,861	855
42	3,015	1,510	161	915	1,629	1,086	750	1,934	860
43	3,090	1,560	161	950	1,681	1,116	765	2,005	870
44	3,175	1,610	162	985	1,736	1,147	785	2,075	885
45	3,260	1,640	163	1,030	1,793	1,178	805	2,144	890
46	3,365	1,710	164	1,065	1,855	1,211	820	2,210	905
47	3,470	1,770	165	1,110	1,921	1,245	840	2,274	920
48	3,580	1,830	166	1,150	1,990	1,281	865	2,337	940
49	3,705	1,890	167	1,200	2,065	1,320	885	2,398	955
50	3,835	1,950	170	1,250	2,145	1,361	905	2,459	985
51	3,980	2,030	171	1,305	2,229	1,404	925	2,519	1,010
52	4,125	2,090	173	1,365	2,317	1,451	950	2,580	1,040
53	4,285	2,160	174	1,425	2,411	1,500	970	2,642	1,070
54	4,450	2,240	176	1,490	2,509	1,553	995	2,706	1,105
55	4,630	2,330	178	1,555	2,611	1,609	1,025	2,774	1,140
56	4,820	2,410	179	1,630	2,719	1,669	1,050	2,845	1,180
57	5,030	2,500	181	1,710	2,834	1,732	1,080	2,922	1,225
58	5,245	2,610	183	1,795	2,956	1,798	1,105	3,004	1,265
59	5,475	2,730	185	1,875	3,086	1,866	1,135	3,091	1,320
60	5,720	2,840	188	1,970	3,227	1,935	1,165	3,182	1,365
61	5,975	2,960	190	2,065	3,378	2,004	1,200	3,274	1,415
62	6,230	3,080	192	2,165	3,539	2,074	1,230	3,369	1,460
63	6,500	3,200	195	2,270	3,710	2,144	1,265	3,464	1,510
64	6,780	3,340	197	2,375	3,888	2,216	1,300	3,563	1,570
65	7,075	3,480	201	2,485	4,074	2,288	1,340	3,661	1,625
66	7,380	3,620	203	2,605	4,268	2,365	1,375	3,761	1,690
67	7,695	3,770	205	2,730	4,466	2,443	1,415	3,862	1,760
68	8,025	3,930	207	2,855	4,669	2,522	1,450	3,967	1,825
69	8,365	4,080	210	2,985	4,875	2,602	1,485	4,070	1,905
70	8,715	4,270	212	3,120	5,084	2,682	1,525	4,173	1,990
71	9,090	4,430	214	3,260	5,300	2,766	1,560	4,281	2,075
72	9,500	4,640	216	3,415	5,523	2,853	1,595	4,390	2,165
73	9,950	4,860	219	3,575	5,759	2,946	1,640	4,507	2,270
74	10,430	5,070	222	3,755	6,009	3,046	1,685	4,630	2,380
75	10,955	5,330	226	3,945	6,270	3,151	1,735	4,759	2,495
76	11,510	5,590	229	4,145	6,536	3,258	1,795	4,887	2,625
77	12,075	5,860	232	4,350	6,799	3,364	1,845	5,009	2,755
78	12,650	6,140	235	4,555	7,055	3,464	1,905	5,120	2,885
79	13,240	6,410	237	4,760	7,304	3,562	1,970	5,221	3,020
80	13,850	6,710	239	4,965	7,555	3,660	2,035	5,318	3,150
81	14,510	7,010	242	5,190	7,825	3,767	2,120	5,422	3,305
82	15,195	7,330	245	5,420	8,095	3,875	2,205	5,521	3,460
83	15,900	7,650	247	5,645	8,366	3,983	2,310	5,613	3,630
84	16,620	7,980	250	5,870	8,639	4,091	2,420	5,700	3,805
85	17,370	8,310	252	6,100	8,913	4,201	2,525	5,783	3,980

医療保険(無解約返戻金型)(22) 無配当

この保険商品は右記の保障を希望される
お客さまにおすすめする商品です。

主な保障内容

病気・ケガの保障

がんなど三大疾病の保障^注

注 特約を付加した場合の保障です。

- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特徴

病気やケガによる約款所定の入院・手術等を一生涯にわたり保障します。

2 商品(主契約)のしくみ



注 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。
一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。
ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間の短いご契約の方が、**払込保険料の合計額が多くなる場合があります。**

※具体的なご契約の内容(給付金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、**「申込書」**や**「保険設計書」**等でご確認ください。

3 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
災害入院給付金 ^①	不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に1日以上入院されたとき	入院5日以内 入院給付金日額の5倍 入院6日以上 入院給付金日額×入院日数 〈初期入院10日給付特則を付加した場合〉
疾病入院給付金 ^①	病気で1日以上入院されたとき	入院10日以内 入院給付金日額の10倍 入院11日以上 入院給付金日額×入院日数
手術給付金 ^②	病気やケガで次のいずれかの手術を受けられたとき ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ●約款所定の先進医療に該当する手術	1回につき 入院中の手術 〈手術Ⅰ型〉 入院給付金日額の10倍 〈手術Ⅱ型〉 入院給付金日額の20倍 外来での手術 〈手術Ⅰ・Ⅱ型〉 入院給付金日額の5倍
放射線治療給付金 ^③	病気やケガで次のいずれかの放射線治療を受けられたとき ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療 ●約款所定の先進医療に該当する放射線照射または温熱療法	1回につき 入院給付金日額の10倍
集中治療給付金 ^④	災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中に約款所定の集中治療室（ICU）管理を受けられたとき	1回につき 入院給付金日額の20倍

※被保険者が死亡されたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。
ただし、保険料払込期間中に死亡されたときは死亡時返戻金はありません。

①災害入院給付金・疾病入院給付金

■入院の原因を問わず、災害入院給付金・疾病入院給付金それぞれのお支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、それぞれ継続した1回の入院とみなします。
ただし、災害入院給付金・疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。

■支払限度の型については次の型があります。

支払限度の型			30日型	60日型	120日型
支払限度日数	災害入院給付金	1回の入院につき	30日	60日	120日
		保険期間を通じて(通算)	1,095日		
	疾病入院給付金	1回の入院につき	30日	60日	120日
		保険期間を通じて(通算)	1,095日		
	〈八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合〉		八大疾病 ^注 で入院されたとき		
			1回の入院・通算ともに無制限		

■災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複した場合、その重複した期間に対しては、次の順位にしたがい、いずれかの入院給付金をお支払いします。

- 1 災害入院給付金
- 2 疾病入院給付金

〈八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合〉

- 1 八大疾病^注による疾病入院給付金
- 2 災害入院給付金
- 3 八大疾病^注以外の疾病による疾病入院給付金

注 八大疾病とは、約款別表に記載された次の病気です。

がん、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、糖尿病、肝疾患、腎疾患、脾疾患

②手術給付金

- 手術給付金の型は給付倍率に応じて、手術Ⅰ型または手術Ⅱ型から選択いただけます。
- 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、次の手術は手術給付金のお支払対象外です。
 - 創傷処理 ●皮膚切開術 ●デブリードマン ●抜歯手術
 - 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 - 鼻腔粘膜および下甲介粘膜の焼灼術（レーザー等による焼灼術を含みます。）または高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- 医科診療報酬点数表において、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術」を複数回受けた場合、その手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術については、手術給付金をお支払いできません。

※該当の手術は医科診療報酬点数表の改定により変更となることがあります。
- 同一の日に複数の手術を受けられた場合、そのうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

③放射線治療給付金

- 同一の日に複数の放射線治療を受けられた場合、そのうちいずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をお支払いします。
- 放射線治療給付金が支払われる放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いできません。
- 血液照射（輸血用血液に対する放射線照射）は放射線治療給付金のお支払対象外です。

④集中治療給付金

- 約款所定の集中治療室（ICU）管理とは、次の算定対象となる診療行為のことをいいます。
 - 救命救急入院料 ●特定集中治療室管理料 ●小児特定集中治療室管理料
 - 新生児特定集中治療室管理料 ●総合周産期特定集中治療室管理料
- 約款所定の集中治療室（ICU）管理に該当しない場合、集中治療給付金のお支払対象外です。

〈例〉●ハイケアユニット入院医療管理 ●日本国外での集中治療室管理 等
- 集中治療給付金のお支払いは、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる1回の入院につき、1回を限度とします。

保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
 - 病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき
 - 不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ご契約者または被保険者の故意によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき 等

4 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。

先進医療特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
先進医療給付金	病気やケガで約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	●先進医療にかかわる技術料 ●約款所定の交通費・宿泊費（1泊につき1万円を限度）

- 先進医療給付金は、保険期間を通じて2,000万円を限度とします。
- 先進医療とは、約款別表の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
- 医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。

そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、先進医療給付金のお支払対象外となります。

入院一時給付特約（無解約返戻金型）(22)

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
入院一時給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院一時給付金額

- 入院一時給付金のお支払いは、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる1回の入院につき、1回を限度とします。
- 入院の原因を問わず、災害入院給付金または疾病入院給付金それぞれのお支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、それぞれ継続した1回の入院とみなします。

ただし、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 主契約の災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複した場合、入院一時給付金は重複してお支払いできません。

三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）(18)

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
三大疾病入院一時給付金	次のいずれかに該当されたとき ●ガン給付責任開始期^{注1}以後にガンと診断確定され、そのガンで入院されたとき ●心疾患^{注2}または脳血管疾患で入院されたとき	三大疾病入院一時給付金額

注1 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

- 三大疾病入院一時給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて1年以内に、再度三大疾病入院一時給付金のお支払事由に該当した場合、三大疾病入院一時給付金をお支払いできません。
- 三大疾病入院一時給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に三大疾病により継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。
- 三大疾病以外の病気やケガによる入院中に三大疾病の治療を受けられた場合、その治療を開始した日からその三大疾病の治療を目的として入院したものとして、三大疾病入院一時給付金をお支払いします。

ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン診断給付金	次のいずれかに該当されたとき - ガン給付責任開始期^注以後に初めてガンと診断確定されたとき - ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年経過後にガンによる入院を開始されたとき	ガン診断給付金額

注 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

- ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、1年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。
- ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものとして、ガン診断給付金をお支払いします。

ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン治療通院給付金	ガン給付責任開始期 ^注 以後に診断確定されたガンの治療を目的として通院されたとき	ガン治療通院給付金日額 × 通院日数

注 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

- 通院給付特約（無解約返戻金型）（18）を付加されているご契約には付加できません。
- 次の期間（支払対象期間）中の通院が対象となります。
 - 初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間
 - 最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当された日からその日を含めて5年間
 - ガンが再発したと診断確定されたとき
 - ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
 - ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
 - ガンの治療を目的として入院されたとき※最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなします。
- 通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。
- 次の通院についてはガン治療通院給付金の支払対象外です。
 - 検査や経過観察のための通院
 - 美容上の処置による通院
 - 治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院
 - ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院 等
- 次の場合については、ガン治療通院給付金は重複してお支払いできません。
 - 1日に2回以上通院された場合
 - 2つ以上のガンの治療のために通院された場合
- 主契約または他の特約から入院給付金が支払われる場合、入院給付金のお支払対象となる日についてはガン治療通院給付金をお支払いできません。

抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
抗ガン剤治療給付金	ガン給付責任開始期 ^{注1} 以後に診断確定されたガンの治療を目的として抗ガン剤治療を受けられたとき	抗ガン剤治療給付金月額 × お支払事由に該当する月の月数

注1 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

- 次のいずれかに該当する抗ガン剤治療が対象となります。
 - 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、約款所定の抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される治療
 - 約款所定の先進医療による療養
 - 約款所定の患者申出療養による療養
 - 上記以外に、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている約款所定の抗ガン剤を用いた治療
- お支払事由に該当する月は、次のいずれかを含む月をいいます。
 - 注射による投与が医師^{注2}により行われた場合：医師^{注2}によりその抗ガン剤が投与された日
 - 経口による投与が行われた場合：医師が作成した処方せんにもとづくその抗ガン剤の投薬期間に属する日のうち、その抗ガン剤を投与すべきとされる日（ただし、被保険者が生存している日に限ります）
 - ①②に該当しない場合：医師がその抗ガン剤を処方した日注2 看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。
- 同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合は、その月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払対象となります。
- 抗ガン剤治療給付金のお支払いは、お支払事由に該当する月を通算して120月を限度とします。

女性疾病給付特約（無解約返戻金型）（18）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
女性疾病入院給付金 ^①	約款所定の女性疾病で1日以上入院されたとき	入院5日以内 女性疾病入院給付金日額の5倍 入院6日以上 女性疾病入院給付金日額 × 入院日数 (主契約に初期入院10日給付特則を付加した場合) 入院10日以内 女性疾病入院給付金日額の10倍 入院11日以上 女性疾病入院給付金日額 × 入院日数
女性疾病手術給付金 ^②	約款所定の女性疾病で主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられたとき ただし、女性特定手術給付金が支払われる場合を除きます。	1回につき 入院中の手術 女性疾病入院給付金日額の10倍 外来での手術 女性疾病入院給付金日額の5倍
女性特定手術給付金 ^③	次のいずれかの手術を受けられたとき - 乳ガンで主契約の手術給付金のお支払事由に該当する約款所定の乳房の観血切除術 - 上記の乳房の観血切除術を受けた乳房について、約款所定の乳房再建術 - 病気やケガで主契約の手術給付金のお支払事由に該当する約款所定の子宮摘出術または卵巣摘出術	1回につき 女性疾病入院給付金日額の30倍
女性疾病放射線治療給付金 ^④	約款所定の女性疾病で、主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療を受けられたとき	1回につき 女性疾病入院給付金日額の10倍

①女性疾病入院給付金

- 入院の原因を問わず、お支払事由に該当する入院を2回以上された場合、継続した1回の入院とみなします。
ただし、女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 支払限度の型は主契約の「支払限度の型」と同一です。

支払限度の型			30日型	60日型	120日型
支払限度日数	女性疾病入院給付金	1回の入院につき	30日	60日	120日
		保険期間を通じて(通算)	無制限		

ただし、主契約に八大疾病入院無制限給付特則を付加している場合は、下表のとおりです。

支払限度の型				30日型	60日型	120日型
支払限度日数	女性疾病入院給付金	約款所定のガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血、腎疾患以外の女性疾病で入院されたとき	1回の入院につき	30日	60日	120日
			保険期間を通じて(通算)	無制限		
		約款所定のガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血、腎疾患で入院されたとき	1回の入院につき	無制限		
			保険期間を通じて(通算)	無制限		

②女性疾病手術給付金

- 同一の日に女性疾病手術給付金のお支払事由に該当する複数の手術を受けられた場合、そのうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ女性疾病手術給付金をお支払いします。
- 同一の日に女性疾病手術給付金のお支払事由に該当する手術と女性特定手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられた場合で、女性特定手術給付金をお支払いするときは、その日に受けられた手術に対しては女性疾病手術給付金はお支払いできません。

③女性特定手術給付金

- 女性特定手術給付金は保険期間を通じて、次のお支払いを限度とします。
- 約款所定の「乳房の観血切除術・乳房再建術」「卵巣摘出術」を受けられた場合は、各乳房・各卵巣につき1回
 - 約款所定の「子宮摘出術」を受けられた場合は1回
- 同一の日に女性特定手術給付金のお支払事由に該当する複数の手術を受けられた場合、そのうちいずれか1つの手術についてのみ女性特定手術給付金をお支払いします。
ただし、女性特定手術給付金の支払限度は、それらすべての手術について女性特定手術給付金が支払われたものとみなします。

④女性疾病放射線治療給付金

- 女性疾病放射線治療給付金が支払われる放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、女性疾病放射線治療給付金をお支払いできません。
- 血液照射(輸血用血液に対する放射線照射)は放射線治療給付金のお支払対象外です。

通院給付特約(無解約返戻金型)(18)

給付金	お支払いできる場合(お支払事由)	お支払額
通院給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされ、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間(支払対象期間)中に、入院の原因となった病気やケガの治療を目的として通院されたとき	主契約の入院給付金日額×受療日数(支払対象期間内のお支払事由に該当した日数)

- ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)を付加されているご契約には付加できません。
- 通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。
- 次の通院については通院給付金のお支払対象外です。

- 美容上の処置による通院
- 異常分娩以外の分娩による通院
- 治療を主たる目的としない診断のための検査による通院
- 治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院 等

- 次の場合については、通院給付金は重複してお支払いできません。

- 1日に2回以上通院された場合
- 2つ以上の病気またはケガの治療のために通院された場合

- 主契約または他の特約から入院給付金が支払われる場合、入院給付金のお支払対象となる日については通院給付金をお支払いできません。

- 通院給付金のお支払いは、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる1回の入院につき30日、保険期間を通じて1,095日を限度とします。

保険料払込免除特約(22)

次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

払込免除事由	
ガン	ガン給付責任開始期 ^{注1} 以後に初めてガンと診断確定されたとき
心疾患 脳血管疾患	心疾患 ^{注2} または脳血管疾患で入院されたとき

注1 この書面の「ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)について」をご覧ください。

注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

5 ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)について

三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）(18)、ガン診断給付特約（無解約返戻金型）(18)、ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）、抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）(18)、保険料払込免除特約（22）のガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）は責任開始日^注からその日を含めて90日を経過した日の翌日（91日目）からとなります。

注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



6 ガンに関する保障の開始前にガンと診断確定されていた場合について

被保険者が、告知前または告知時からガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）の前日までにガンと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、次のとおりお取扱います。

〈ガン診断給付特約（無解約返戻金型）(18)・ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）・抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）(18) の場合〉

特約は**無効となり**、ガン診断給付金・ガン治療通院給付金・抗ガン剤治療給付金は**お支払いできません**。

この場合、すでに払い込まれた特約保険料はお戻しします。

※告知前にご契約者または被保険者のいずれかがその事実を知っていたときはすでに払い込まれた特約保険料は**お戻ししません**。

〈三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）(18) の場合〉

心疾患・脳血管疾患に関する保障は継続しますが、ガンに関する**保障はなくなりますので**、ガンによる三大疾病入院一時給付金は**お支払いできません**。

この場合、ガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内であれば、ご契約者からのお申出により、特約を無効とし、すでに払い込まれた特約保険料をお戻しすることができます。

〈保険料払込免除特約（22）の場合〉

心疾患・脳血管疾患に関する保障は継続しますが、ガンに関する**保障はなくなりますので**、ガンの場合には保険料のお払込みを**免除することはできません**。

この場合、ガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内であれば、ご契約者からのお申出により、この特約を無効とし、所定の金額^注をお戻しすることができます。

注「払い込まれた保険料の金額」から、「払い込まれた保険料について、この特約を付加しない場合の保険料率を適用して計算した金額」を差し引いた金額。

7 解約返戻金について

解約返戻金は、次のとおりです。

〈主契約〉

保険料払込期間中に解約された場合は**解約返戻金はありません**。

ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金（入院給付金日額の10倍）をお受け取りいただけます。

〈特約〉

保険期間を通じて**解約返戻金はありません**。

8 配当金について

主契約・特約とも**契約者配当金はありません**。

9 主契約および特約のお支払いできる場合(お支払事由)の変更について

法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て給付金等のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

10 主な税務のお取扱いについて

■お払込みいただいた保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。
他の生命保険料と合算し、一定額まで所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。(所得税法第76条)

※詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■被保険者が受取人となると給付金等は非課税扱いになります。(所得税基本通達9-20、9-21)

■死亡時返戻金の受取時の課税については、契約者・被保険者・受取人の関係によって、相続税、所得税、贈与税が適用されます。

※上記、税務上のお取扱いについては、2023年10月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、給付金等にかかる税金については、実際に受け取られた時点の税制によります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

- この **注意喚起情報** は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に **契約概要** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- この **注意喚起情報** のほか、お支払事由やご留意点の詳細、ご契約の内容に関する事項は、
 **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1

クーリング・オフ

お申込みの撤回やご契約の解除ができます。

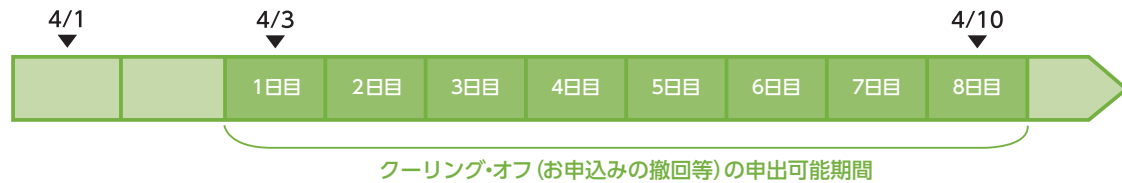
➡ 詳細は、 **「ご契約のしおり」** クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について

- お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「本書面^{注1}を受け取られた日(*)」、「三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約のお申込みを受けた日(申込書受領日)」のいずれか遅い日からその日を含めて **8日以内であれば**、書面または電磁的記録^{注2}によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。この場合、すでにお支払いいただいた保険料があるときには、三井住友海上あいおい生命はその金額をお戻しします。

注1 この書面(注意喚起情報)は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

注2 電磁的記録によるお申し出の窓口として、三井住友海上あいおい生命ホームページ(<https://www.msa-life.co.jp>)にクーリング・オフ受付画面を設けております。

【例】 注意喚起情報を
受け取られた日 4/1
ご契約のお申込みを
受けた日(申込書受領日) 4/3



(*) 電磁的交付を希望された場合、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または電磁的記録の送信時(申出入力完了日付)に効力を生じます。以下のいずれかの方法でお申し出ください。

<書面による方法>

次の事項をご記入のうえ、郵便により三井住友海上あいおい生命までお送りください。

- 申込者等の氏名(自署)
- 住所、電話番号
- 申込番号
- お申込みの撤回等をする旨

<電磁的記録による方法>

三井住友海上あいおい生命ホームページのクーリング・オフ受付画面

(<https://www.msa-life.co.jp/form/coolingoff/coolingoff.php>) から、必要事項をご入力ください。

- 次の場合、お申込みの**撤回等はありません。**

- 三井住友海上あいおい生命が指定する医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加等)のとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき

2

健康状態等の告知

健康状態やご職業等についてありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)してください。

➡ 詳細は、 **「ご契約のしおり」** 健康状態・ご職業等の告知義務について

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。
- 告知書でおたずねする過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について、**事実をありのままに正確にもれなく告知**してください。
※情報端末を利用して告知いただく方法を含みます。
- 医師扱の場合、医師が口頭で告知を求めますので、同様に事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

告知受領権について

- 告知を受ける権限(告知受領権)は三井住友海上あいおい生命、および三井住友海上あいおい生命が指定した医師だけが有しています。
- 次の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
 - 社員
 - 代理店
 - 三井住友海上あいおい生命の指定する以外の医師 等

お申込内容等を確認させていただく場合があります

- 三井住友海上あいおい生命の社員または三井住友海上あいおい生命で委託した確認担当者が、お申込内容や告知内容、ご請求内容等について、次のときに確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ご契約のお申込みの際やご契約の成立後
 - 給付金等のご請求の際
 - 保険料のお払込みの免除をご請求の際

傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

- 三井住友海上あいおい生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引受けできないことや「特定部位不支払」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。
- また、三井住友海上あいおい生命では、引受基準を緩和することで健康に不安のある方も加入しやすいよう設計した医療保険（保険料が割増しされています）もお取り扱いしています。

告知の内容が事実と相違する場合について

- 告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、三井住友海上あいおい生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を**解除することがあります**。この場合、次のとおりお取り扱いします。
- 給付金等をお支払いする事由が発生していても、給付金等を**お支払いできません**。
- 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、保険料の**お払込みを免除できません**。
- お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

ただし、給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合は、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行います。

また、責任開始日または復活日から2年を経過していても、解除の原因となる事実により給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合^注には、ご契約または特約を**解除することがあります**。

注 責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

- 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、不法取得目的による無効や詐欺による取消を理由として、給付金等を**お支払いできないこと**があります。
- この場合、すでにお払込みいただいた**保険料はお戻しできません**。

※生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより告知義務違反に該当された場合は、三井住友海上あいおい生命は告知義務違反を理由としてご契約または特約を解除することができません。

保障の開始（責任開始期）

3 保障は「お申込みを受けた時」、「告知の時」のいずれか遅い時から開始します。

➡ 詳細は、📖 「ご契約のしおり」 保障の開始（責任開始期）について

- 三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合、次のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。
- この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

- お申込みを受けた時
- 告知の時

なお、特約によっては、ご契約後、一定期間を経過した後に保障が開始するものもありますので、

契約概要 • 📖 「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



- 三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約者、被保険者または死亡時返戻金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、ご契約をお引受けすることはできません。

保険料のお払込み等

4 保険料は、期間内にお払込みください。

➡ 詳細は、📖 「ご契約のしおり」 保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について / ご契約の復活について

保険料の払込猶予期間について

- 保険料をお払込みいただく期間内に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

第1回保険料のお払込みについて

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、その**ご契約は無効となります**。この場合、次のとおりお取り扱いします。
- お支払いする返戻金はありません。
- 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
- 次のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）お引受けいたしません。
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

保険契約の失効・復活等について

- 第2回目以後の保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがない場合、**ご契約は失効します。**
- 万一ご契約が失効した場合でも、失効から1年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定のお手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

5

給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできない場合があります。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」給付金等をお支払いできない場合について

- お支払事由に該当しない場合
 - 責任開始期（復活の場合は復活日）前の病気や不慮の事故を原因とする場合
 - 「入院」、「手術」が約款に定める要件にあてはまらない場合 等
- 給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合
 - 責任開始日（復活の場合は復活日）から3年以内の被保険者の自殺
 - 受取人等の故意または重大な過失によるお支払事由の発生 等
- 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 保険契約のお申込みや復活等の際に、給付金等を不法に取得する目的があつてご契約が無効となった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または死亡時返戻金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除となった場合
- 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となった場合
- 第2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

6

解約と解約返戻金

解約返戻金がない、または少なくなることがあります。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」解約と解約返戻金について

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金があっても多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年（月）数等によっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ※解約返戻金については、**契約概要**・「ご契約のしおり・約款」もあわせてご確認ください。
 - ※ご契約の内容等によっては、給付金等の受取金額が、払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険会社が経営破綻した場合等

7

保険会社の業務または財産の状況の変化、または経営破綻により、給付金額等が削減されることがあります。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」保険会社の業務または財産の状況が変化した場合／「生命保険契約者保護機構」について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

8

新たな保険契約へのお申込み

現在ご契約の保険契約を解約・減額等をするを前提に、新たな保険契約へのお申込みをされる場合、不利益となることがあります。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」新たな保険契約へのお申込みについて

一般的に不利益となる事項について

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合、新たな保険契約の**お引受けができないことや**、その告知がされなかったためにご契約が**解除・取消となることもあります。**
 - ※ご契約が解除・取消となる場合については、この書面の「告知の内容が事実と相違する場合について」をご覧ください。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、給付金等のお支払いができないことがあります。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、**給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。**
- 新たにお申込みの保険契約によっては、ガンに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日以内に給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、**給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。**
 - ※ガンに関する保障を途切らせないためには、現在ご契約の保険契約を継続し、現在ご契約の保険契約と新たな保険契約の保険料をいずれもお払込みいただく必要があります。

その他ご確認いただきたい事項について

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とでは異なることがあります。

9

給付金等のご請求

給付金等のご請求の際はすみやかに
三井住友海上あいおい生命までご連絡ください。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 給付金等のお受取り等の手続きについて

- ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、 「ご契約のしおり・約款」・「三井住友海上あいおい生命ホームページ」(<https://www.msa-life.co.jp>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いや保険料の払込免除を行います。お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金・年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- 三井住友海上あいおい生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合は、必ず三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- お申込みいただいたご契約に、三井住友海上あいおい生命がお引受けできるかどうかを決定（承諾）する前に給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに三井住友海上あいおい生命所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から三井住友海上あいおい生命がお引受けを承諾できる場合は、給付金等をお支払いします。
ただし、この書面の「給付金等をお支払いできない場合」に記載している約款の定めにより給付金等をお支払いできない場合（お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等）を除きます。

10

給付金等の代理請求

代理人が給付金等や保険料の払込免除を
請求することができます。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 給付金等のお受取り等の手続きについて

- 次の場合、給付金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。
 - 被保険者と給付金等の受取人が同一で、受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるとき
 - 被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるとき
- 代理請求人（または指定代理請求人）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

11

お問い合わせ先

保険契約に関するご相談・ご意見等をお受けしています。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター
TEL **0120-324-386**（無料）
受付時間 月～金 9:00～18:00／土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ先

一般社団法人 生命保険協会
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

個人情報の取扱いについて

保険契約の申込書、告知書その他の各種手続書面のご記入にあたりましては、個人情報の取扱いに関する以下の説明をご確認いただき、内容にご同意のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

1. 三井住友海上あいおい生命が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
- 保険契約の引受、維持・管理、継続、保険金・給付金等の支払い
 - 三井住友海上あいおい生命の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
 - その他保険に関連・付随する業務

また、三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約の引受、履行のために利用することがあります。

2. 三井住友海上あいおい生命は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、MS&AD インシュアランス グループ各社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下「委託先」といいます。）に委託しております。
3. 三井住友海上あいおい生命は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。
- ※医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

4. 三井住友海上あいおい生命は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

5. 三井住友海上あいおい生命は、契約内容登録制度^{注1}、契約内容照会制度^{注1}、支払査定時照会制度^{注2}に基づいて、一般社団法人 生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、保険契約等に関する所定の情報（詳細は  「ご契約のしおり」 または **三井住友海上あいおい生命ホームページ** (<https://www.msa-life.co.jp>) をご確認ください。) を同協会に登録し、利用することがあります。

注 1  「ご契約のしおり」 **「契約内容登録制度・契約内容照会制度」** についてをご確認ください。

注 2  「ご契約のしおり」 **「支払査定時照会制度」** についてをご確認ください。

6. 三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

三井住友海上あいおい生命の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスや MS&AD インシュアランス グループ各社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、**三井住友海上あいおい生命ホームページ** (<https://www.msa-life.co.jp>) をご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」について

- 「ご契約のしおり・約款」には、ご契約にともなう大切な事項が記載されています。
必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

- 「ご契約のしおり・約款」の内容は、次の方法でご確認いただくことができます。

Web版 (Web約款) 三井住友海上あいおい生命のホームページからご確認いただけます。

冊子版^注 お受け取りいただく冊子でご確認いただけます。

注 冊子版を希望される場合は、ご契約時に販売資格を持つ募集人にお申し出ください。
ご契約後にお申し出いただく場合は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や諸手続き等、ぜひ知っていただきたい事項について記載しています。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

「Web約款」について

「Web約款」とは、三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」です。

■ 特徴

- ・いつでもパソコンやタブレット端末等で「ご契約のしおり・約款」を閲覧いただけます。
- ・ご覧になりたいページを拡大することができます。
- ・保管の必要がなく紛失の心配がありません。

■ 「Web約款」の閲覧方法

1 QRコードまたは URL から直接閲覧

- QRコードを読み取ってアクセス ●URLからアクセス



<https://www.msa-life.co.jp/yakkan/pdf/2024-0110.pdf>

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

2 三井住友海上あいおい生命ホームページから閲覧

- ① インターネットで三井住友海上あいおい生命のホームページにアクセス

三井住友海上あいおい生命ホームページ

<https://www.msa-life.co.jp>

- ② トップページ「Web約款」をクリックし、「ご契約のしおり・約款」ページへ移動
- ③ 「保険種類」または「ご契約のしおり・約款コード」から該当の「ご契約のしおり・約款」を選択

ご契約のしおり・約款コード

2024-0110

※ 「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客様のご負担となります。

銀行が生命保険募集人となる場合のご留意点

■ 生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■ 銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。

MEMO

MEMO